

第3回地域安全まちづくり審議会次第

日時：平成19年1月26日（金）

15：00～

場所：兵庫県公館第1会議室

1 開会

2 あいさつ

3 諸報告

4 議事

(1) 地域安全まちづくり推進計画案

(2) 地域安全まちづくり審議会答申案

(3) その他

4 閉会

《配布資料》

地域安全まちづくり推進計画案・・・・・・・・・・資料1

地域安全まちづくり審議会答申案・・・・・・・・・・資料2

《参考資料》

今後のスケジュール

地域安全まちづくり審議会中間報告案

第2回地域安全まちづくり審議会議事録要旨

第2回地域安全まちづくり審議会議事録

地域安全まちづくり審議会第3回企画部会議事録要旨

地域安全まちづくり審議会第3回企画部会議事録

地域安全まちづくり審議会第4回企画部会議事録要旨

地域安全まちづくり審議会第4回企画部会議事録

地域安全まちづくり推進計画

(案)



兵 庫 県

目 次

第1	はじめに	1
1	地域安全まちづくりとは	1
2	地域安全まちづくり条例の制定	1
3	条例に基づく取組の推進	2
	《参考》 地域安全まちづくり条例の構成	3
第2	推進計画の基本的事項	4
1	策定の趣旨	4
2	基本理念	4
3	支援施策の基本的方向	5
	(1) 支援施策の3本柱と7つの行動	5
	(2) 4つの留意点	6
4	計画期間	8
5	目標設定	8
6	評価・検証	9
	《参考》 地域安全まちづくり推進計画の構成	
第3	推進方策	10
1	地域安全まちづくり活動の支援(第1の柱立て)	10
	(1) 県民意識の高揚(行動1)	10
	(2) 地域ぐるみの活動の促進(行動2)	13
2	子ども、高齢者等の安全確保の支援(第2の柱立て)	17
	(1) 地域で取り組む見守り活動の推進(行動3)	17
	(2) 安全に関する対応能力の向上(行動4)	23
	(3) 豊かなこころの育成(行動5)	25
3	防犯に配慮した施設の管理・整備の支援(第3の柱立て)	30
	(1) 防犯に配慮した施設の管理等の取組(行動6)	30
	(2) 防犯に配慮した基盤の整備(行動7)	34

《参考》	推進方策に示した主な取組と4つの留意点との関連(総括表)	37
《参考》	数値目標(総括表)	41

第4 推進体制 42

1	ひょうご防犯まちづくり推進協議会の運営	42
2	地域協働推進本部地域防犯部会の運営	42
3	市町防犯担当課長会議の運営	42
4	兵庫県被害者支援連絡協議会の運営	42

第5 参考資料 43

参考1	県内の犯罪情勢	43
参考2	第10回県民意識調査結果(抜粋)	45
参考3	「犯罪機会論」に基づく防犯対策	48
参考4	地域安全まちづくり条例(全文)	50
参考5	地域安全まちづくり審議会の構成及び審議経過	54
参考6	用語解説	56

第1 はじめに

1 地域安全まちづくりとは

近年、街頭などの身近なところで発生する犯罪をはじめ、公共空間における悪質な落書き、ゴミの不法投棄、違法駐車などの犯罪につながるおそれのある行為が目につくようになり、安全で快適な県民生活が阻害される状況も見受けられます。

県民の皆さんが自らの生命や財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成していくこと（＝安全で安心な兵庫の実現）は、私たちの共通の願いです。県では、こうした社会の実現を「地域安全まちづくり」と呼んでいます。

2 地域安全まちづくり条例の制定

(1) 県民の参画と協働による地域安全まちづくり

地域安全まちづくりは、地域社会のすべての構成員の共通の願いであり、その実現を図るためには、県民一人ひとり、自治会等の地縁団体、ボランティア団体その他の各種団体及び事業者が相互に連携を図り、地域の実情に応じた多彩な取組に参画し、協働して取り組んでいくことが大切です。

既に県内では、平成19年1月の時点で、2,000近くの自主防犯組織「まちづくり防犯グループ」が結成され、県内約1万自治会の約75%の自治会がこれに参画し、夜間のパトロール、学童の見守り、あいさつ・声かけ運動、門灯点灯運動など、地域の実情に応じた様々な活動を展開しています。

また、新聞販売店やタクシー会社などの事業者がパトロールを行っているほか、理髪店やガソリンスタンドなどの店舗を地域の安全安心の拠点と位置づける「110番の店」の活動が繰り広げられています。

このように、県内では、犯罪の防止をはじめとする安全で快適な暮らしを実現するための活動（これを「地域安全まちづくり活動」と呼びます。）の輪が着実に広がっており、警察その他の関係機関による不断の努力もあいまって、平成14年に戦後最高となった刑法犯認知件数は、4年連続して減少するなど、大きな成果をあげています。

(2) 地域安全まちづくり条例制定の目的

地域安全まちづくり活動は、地道に継続して取り組まれることが大切です。成果があったからといって、安易に活動を止めてしまうと、再び状況が悪化し、関係者によるこれまでの取組が水泡に帰すおそれもあります。

こうしたことから、県では、地域安全まちづくり活動を持続可能な取組として定着させることを目指し、地域安全まちづくりの基本理念のほか、県民の皆さんに期待する役割や県の責務、県民の皆さんに対する県の支援施策を定めた「地域安全まちづくり条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、平成18年4月に施行しました。

3 条例に基づく取組の推進

(1) 「推進計画」及び「指針」の策定

条例では、県民の皆さんによる活動に対する県の支援施策を、総合的・計画的に実施するための「推進計画」を県が策定することとされており、これを具体化したのが、この「地域安全まちづくり推進計画」です。

また、条例では、県民の皆さんによる自発的かつ自律的な地域安全まちづくり活動を支援するため、具体的な取組を進める際の参考としていただくための「指針」を県が策定することとされており、既に「子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針」「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」「犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針」「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」と題する4つの指針として策定されています。

今後は、これらの4つの指針に基づく県民の皆さんの活動が一層充実し、効果的に行われるよう、「地域安全まちづくり推進計画」に基づく施策の推進に当たっては、特に配慮が必要であると考えています。

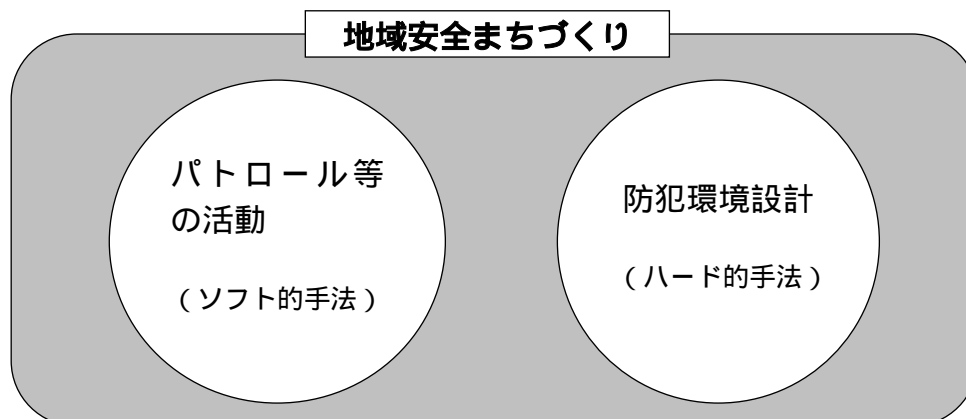
(2) ソフト、ハード両面にわたる総合的な取組

地域安全まちづくりを進めるためには、犯罪者を検挙し、犯罪の原因を除去する取組だけではなく、犯行に都合の悪い状況をつくり出し、犯罪を企てようとする者に犯罪の機会そのものを与えないことが効果的と言われています。(こうした考え方を「犯罪機会論」といいます。)

例えば、一枚の割れた窓ガラスの放置が街の荒廃につながるという考え方があるように、常日頃からパトロールや生活環境の点検といったソフト的な活動を行い、犯罪などが起こりにくい状況を創り出していくことが望まれます。

また、住宅や道路、公園などの設計や施工に当たっては、犯罪の防止に配慮したものにするなど、物理的に犯罪が起きにくい環境を造り出していくことも必要です。(こうした考え方を「防犯環境設計」といいます。)

地域安全まちづくりを進めるためには、ソフト面での活動と、ハード面での環境整備をバランスよく取り入れ、地域ぐるみで総合的に取り組んでいくことが大切です。



「犯罪機会論」「防犯環境設計」については、「第5」の「参考3」で詳述しています。

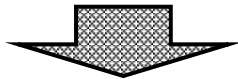
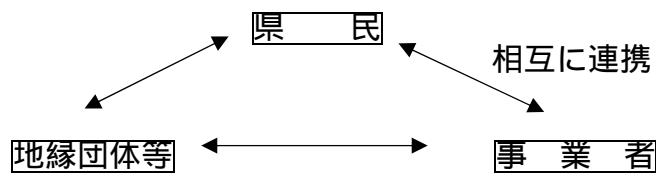
[参考：地域安全まちづくり条例の構成]

地域安全まちづくり条例に定める基本理念

犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動（地域安全まちづくり活動）



県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成（地域安全まちづくり）は、県民等が地域社会において相互に連携し、地域安全まちづくり活動に取り組むことにより、推進されなければならない



県民等による地域安全まちづくり活動

地域安全まちづくり活動

県民等が取り組むべき活動の概要

子ども、高齢者等の安全確保

県民等による子ども、高齢者等の安全確保活動

防犯に配慮した施設の管理等の取組

住宅等の構造・設備・管理方法
空き地の適切な管理
事業所における防犯責任者の設置
深夜営業店舗の防犯設備設置等の措置
繁華街における環境浄化の推進

防犯に配慮した基盤の整備

住宅・住宅団地の防犯に配慮した整備
道路等の防犯に配慮した整備
自動車等の盗難等を防止する制度等の普及

県による活動への支援

地域安全まちづくり活動への支援

県による

- ・情報の提供、相談
- ・知識及び技能の習得機会の提供
- ・技術的助言
- ・人材の確保及び資金の調達
- ・表彰
- ・その他活動を支援するために必要な施策

推進計画の策定

知事による上記の支援施策を総合的かつ計画的に実施するための計画の策定

その他の支援施策

- ・知事による子どもの安全確保や住宅、道路の構造、設備等に関する指針の策定
- ・知事による地域安全まちづくり推進員の委嘱
- ・県による犯罪被害者等への支援
- ・県によるその他の施策

条例の全文は、「第5」の「参考4」で詳述しています。

第2 推進計画の基本的事項

1 策定の趣旨

推進計画は、条例第12条の規定に基づいて、地域安全まちづくり審議会の意見を聴いて策定するもので、県の支援施策の方向性や具体的内容を明確にし、総合的・計画的に実施していこうとするものです。

計画の策定により、県の支援施策が明らかになることから、県民等による地域安全まちづくり活動が計画的に進められることを期待しています。

さらに、こうした活動が永続的なものとして地域に根付いていくことで、安全で安心して暮らすことができる活気に満ちた兵庫の実現につながるものと考えています。

<地域安全まちづくり条例（抜粋）>

（地域安全まちづくり活動への支援）

第11条 県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。
- (2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。
- (3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。
- (4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。
- (5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の施策を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図るものとする。

（推進計画の策定）

第12条 知事は、前条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する地域安全まちづくり審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

2 基本理念

人と人、人と地域のきずなを強め、地域社会の力を基本として、安全に安心して暮らすことができる活気に満ちた兵庫の実現を目指します。

地域社会の力を基本とした安全・安心の兵庫の実現

3 支援施策の基本的方向

推進計画に盛り込まれる諸施策については、その内容ごとに3本の施策の柱として大まかな体系化を行い、さらに7つの「行動」として細分化します。

また、支援施策を実施していく上で特に留意すべきポイントとして、4つの留意点を定めています。

(1) 支援施策の3本柱と7つの行動

今後の施策展開においては、条例第2章（第7条～第10条）に定める「地域安全まちづくり活動」の内容を踏まえ、以下の3本の柱と7つの行動（アクション7）の類型に分類し、これを基本に総合的・体系的な取組を進めることとしています。

ア 地域安全まちづくり活動の支援

安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成するためには、県民、地縁団体、事業者等が相互に連携し、地域安全まちづくり活動に取り組むことが期待されています。

ここでは、こうした県民等による地域安全まちづくり活動を支援するための県の支援施策の総論部分ともいうべきものを掲げています。

なお、この項では、以下の2つの「行動」ごとに、取組の方向と具体的な施策を整理しています。

県民意識の高揚（行動1）
地域ぐるみの活動の促進（行動2）

イ 子ども、高齢者等の安全確保の支援

子どもが被害者となる犯罪や不審者による声かけ事案、また、高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質商法等の被害が後を絶たず、こうした防犯上の配慮が必要と考えられる者の安全を確保する取組が求められています。

ここでは、地域ぐるみにより、子どもや高齢者等の安全を確保するための活動を支援するための諸施策を掲げています。

なお、この項では、以下の3つの「行動」ごとに、取組の方向と具体的な施策を整理しています。

地域で取り組む見守り活動の推進（行動3）
安全に関する対応能力の向上（行動4）
豊かなこころの育成（行動5）

ウ 防犯に配慮した施設の管理・整備の支援

犯罪抑止のためには、ソフト的な手法とあわせて、建築や設備等のハード面から物理的な防犯対策を進めていく必要があります。

ここでは、住宅・店舗等の所有者や、道路・公園等の設置管理者等による防犯に配慮した施設の管理・整備を支援するための諸施策を掲げています。

なお、この項では、以下の2つの「行動」ごとに、取組の方向と具体的な施策を整理しています。

防犯に配慮した施設の管理等の取組（行動6）
防犯に配慮した基盤の整備（行動7）

(2) 4つの留意点

基本理念に掲げた安全で安心な兵庫を実現するため、地域安全まちづくり活動に取り組んでいる地域団体や事業者団体をはじめ、有識者から示された課題を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な施策の展開を念頭に置きながら、支援施策を実施していく上で特に留意すべきポイントとして、「地域の総合力の向上」「人づくり」「ネットワークづくり」「活動環境の整備」の4つの留意点を定めています。

ア 地域の総合力の向上

我が国がもともと有していた治安の良さは、警察をはじめとする関係機関の不断の取組に加え、地域社会が有する連帯感、結束力、助け合いの精神といった点に支えられてきたことも大きかったと考えられます。

社会構造や価値観の変化に伴って弱体化しつつある家族・地域との絆、地域連帯感を取り戻し、地域の総合力を高めていくことが、犯罪の抑止には求められます。

このように、地域の様々な課題を解決していく力の源である地域の総合力を高めることが必要です。

（取組の具体例）

- ・ 地域ぐるみで取り組む活動に関する情報・ノウハウ等の提供
- ・ 地域と連携した学校の安全を確保するためのしくみづくり
- ・ 子どもの安全確保のための地域の住民や事業者による活動の支援
- ・ 家族のきずなを深める県民運動の推進 など

イ 人づくり

犯罪の被害に遭わないようにするためには、県民一人ひとりが最新の犯罪発生状況や犯行の手口等について知識を深め、必要なノウハウ等を習得するとともに、多くの方が地域安全まちづくり活動に取り組むことができるよう、活動の先導的な役

割を担う人材が求められます。

このように、県民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域安全まちづくり活動のリーダーや担い手となる人材の育成が必要です。

(取組の具体例)

- ・ 県民一人ひとりの防犯意識を高める防犯・犯罪情報の提供
- ・ 県民向け防犯教室などの学習機会の提供
- ・ 地域における活動のリーダーを養成する講座の開催
- ・ 子どもの非行を防止し、健全育成に努める活動の促進 など

ウ ネットワークづくり

一人ひとりの県民をはじめとする地域の様々な主体が、それぞれの実情に応じて地域安全まちづくり活動に取り組むことは大切ですが、より効率的、効果的に実施するためには、これらの主体が相互に連携し、相乗効果を発揮することができるしくみが求められます。

このように、地域の住民、地縁団体その他の各種団体、事業者等が連携し、それぞれが有する資源を共有し、協働して取り組むことができるよう、様々な主体によるネットワークづくりが必要です。

(取組の具体例)

- ・ 活動の仲間づくりのための情報の提供
- ・ 活動に取り組む団体や事業所等のネットワークづくり
- ・ 学校、家庭、地域が連携した子どもの安全確保や健全育成を図るしくみの構築
- ・ 人と人、人と団体、団体相互をつなぐ推進員の設置 など

エ 活動環境の整備

これまでに挙げた「地域の総合力の向上」「人づくり」「ネットワークづくり」に向けた地域ぐるみの活動が、長期にわたり継続して取り組まれるためには、県民が安心して活動に取り組めるしくみが求められます。

例えば、活動の拠点となる場づくりをはじめ、県民が抱える様々な悩みを受け止める相談体制など、活動を下支えするための活動環境の整備が必要です。

(取組の具体例)

- ・ 県民交流広場事業による活動拠点の整備
- ・ 犯罪被害者等に対する精神的・経済的支援
- ・ 児童生徒や保護者の様々な悩みを受け止める体制の整備
- ・ 学校緊急通報制度など、子どもの安全を守るしくみづくり

4 計画期間

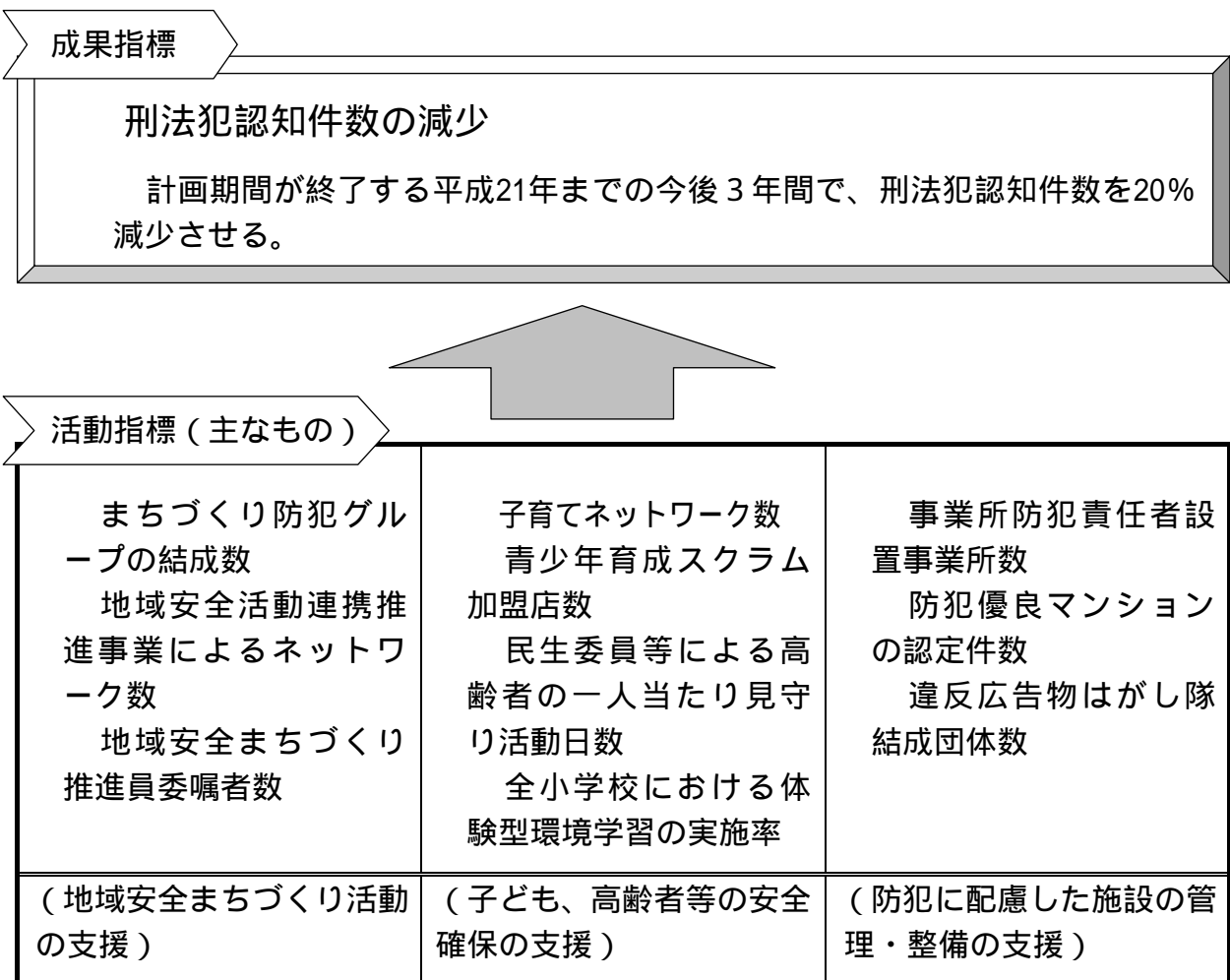
施策を総合的かつ計画的に推進していくためには、ある程度中長期の計画とすることが効果的と考えられる一方で、その時々々の犯罪の態様や防犯技術の進歩等、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応するため、計画期間を平成19～21年度の3か年とします。

なお、期間の途中であっても、著しい社会状況の変化が生じた場合等においては、所要の見直しを行います。

5 目標設定

この計画に基づく施策の効果を測定し、適切な評価・検証につなげていくため、成果指標（アウトカム指標）を設定します。

また、成果指標の達成に向けて、県が行う個別の施策を計画的に進めるための活動指標（アウトプット指標）を可能な限り盛り込みます（第3の推進方策に掲げる施策に織り込んでいます。44ページには一覧表を添付しています。）



6 評価・検証

施策の実施状況、課題、活動指標の達成度等を取りまとめ、毎年度その内容を地域安全まちづくり審議会に報告して的確な評価・検証し、次年度の施策に反映させます。
また、計画期間満了後には、成果指標の達成状況の検証を行います。

第3 推進方策

地域安全まちづくり活動に対する県の支援施策を3つの柱、7つの具体的行動（アクション7）に分類して整理しています（本文中の 印の用語は、「第5」の「参考6」で解説しています。）

1 地域安全まちづくり活動の支援（第1の柱立て）

(1) 県民意識の高揚（行動1）

（取組の方向）

地域安全まちづくりに対する県民意識の高揚を図るため、地域の犯罪情勢や防犯対策に関する情報を提供して啓発を行うほか、学習機会の充実を図ります。

また、犯罪被害者等がおかれている現状と支援の必要性について、県民の理解の促進を図ります。

ア 犯罪情報・防犯情報の提供

地域安全まちづくりに対する意識を高めるため、地域の犯罪発生状況や防犯対策を中心に、地域の情報を定期的に提供するほか、テレビ・ラジオ・県広報誌等、各種メディアを通じた広報啓発の一層の充実に努めます。

特に昨今、不審者による声かけ事案等が増加していることを踏まえ、地域の身近な情報をより早く得ることができるよう、携帯電話等の情報ツールを活用した情報発信を推進します。

主な取組

地域安全まちづくり活動の普及啓発（県民政策部）

犯罪の起こりにくいまちづくりにあたって効果的な活動内容を盛り込んだ「地域安全まちづくり活動マニュアル」を広く普及啓発するとともに、県内外の先進的な活動事例の紹介を充実するなど、活動の活性化に向けた支援を行います。

消費者被害の未然防止のための普及啓発（県民政策部）

悪質商法等の消費者被害を未然に防止するため、「ひょうご発 生活情報リポートAらいふ」を発行するなど、啓発資料の普及に努めるほか、生活科学センター等における講座・学習会等の充実を図ります。

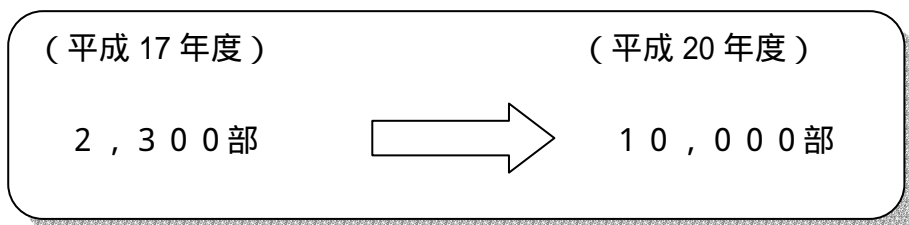
各種広報媒体の活用と内容の充実（県民政策部・企画管理部・警察本部）

地域の犯罪・防犯情報を分かりやすく解説した「防犯活動通信」「防犯ニュース」

をはじめ、テレビ・ラジオ・インターネット・携帯電話等幅広い広報媒体を活用して、内容の充実した情報発信を行います。

また、パソコンや携帯電話がなくても、緊急情報を確実に伝達できるよう、市町と連携して、同報系防災行政無線、CATV、コミュニティFM等、多様な伝達手段の整備とその活用に努めます。

【活動指標：防犯活動通信の発行部数】



携帯電話等を活用したタイムリーな情報提供（警察本部）

ひょうご防犯ネット()や警察署単位で整備した独自の情報配信システム()の普及を図り、一人でも多くの県民に、地域の犯罪・防犯情報をタイムリーに提供します。とりわけ、ひょうご防犯ネットについては、欲しい情報の選択機能や地図情報機能を付加するなど、より使いやすいものへ発展させます。

また、よい子ネット・ようちえんネット()など、民間団体が構築したシステムと連携し、子どもを狙った犯罪や声かけ事案などの適切な情報提供に努めます。

イ 自主防犯意識の高揚

県民一人ひとりが自主的に防犯への備えを行い、「自分の安全は自ら守る」との意識の定着を図り、地域ぐるみの活動への参加につなげるため、街頭キャンペーン等の各種イベントのほか、シンポジウム、講習会等の開催やインパクトのあるポスター等の作成・配付を通じて県民意識の高揚に取り組みます。

また、県内各地域で様々な活動を行うグループを紹介するなど、仲間づくりを応援します。

主な取組

防犯意識の普及啓発（県民政策部・警察本部）

全国地域安全運動期間中（10月11日～10月20日）に、知事、警察、(社)兵庫県防犯協会連合会の共催により、防犯に取り組む活動団体が一堂に会する県民大会を開催します。

また、毎月25日の防犯の日を中心に、各警察署において街頭防犯キャンペーン等を積極的に実施するほか、各種ポスター、パンフレット等の作成・配付を通じて防犯に対する県民の意識醸成を図ります。

また、地域団体・事業者団体・行政機関によるネットワークを構築し、先進的・効果的な活動事例等の情報交換等を通じて、協働して地域の防犯に取り組もうとする機運を高めます。

防犯教室・講習会の開催（県民政策部・警察本部）

犯罪に遭わないためのノウハウや簡単な護身術などを習得できる、参加、体験型の防犯教室や地域安全まちづくりセミナー等の各種講習会を県内各地で開催し、県民の参加機会の拡大を図ります。

仲間づくりに役立つ情報の提供（県民政策部）

地域安全まちづくり活動を行う団体等が自ら取り組む活動内容を登録し、インターネットで情報を発信する「コラボネット」の運営を通じて、活動ノウハウの共有や仲間づくりを応援します。

また、ボランティア活動の各種支援機関をネットワーク化した「活動支援ネット」や支援機関のキーパーソンをネットワーク化した「サポーターズネット」による活動支援体制を強化します。

このほか、県民運動情報誌「ネットワーク」やメールマガジン「E-news」等による情報提供を行います。

防犯教材の貸し出し（警察本部）

地域安全まちづくり活動を行う団体等を支援するため、(社)兵庫県防犯協会連合会・単位防犯協会を通じて、防犯ビデオ、DVD等の啓発教材の貸し出しを積極的に実施します。

かぎかけ運動の推進（警察本部）

啓発チラシの作成、配付や街頭キャンペーンの実施、駅構内におけるスポット放送など、多様な手法を活用して、県民への「かぎかけ」の呼びかけを行い、盗難被害防止を図ります。

ウ 犯罪被害者等に対する理解促進

災害が誰にでも降りかかるように、犯罪も「一生の間、犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族）にならずに過ごすことの方が困難」とされる状況にあることから、社会の例外的な存在ではない犯罪被害者等が置かれている現状と支援の必要性について、県民の理解の促進を図ります。

主な取組

県民への被害者支援施策の周知と理解促進（県民政策部・警察本部）

テレビ・ラジオ・広報誌やインターネット等、各種広報媒体を通じて、相談窓口や犯罪被害者等給付金（ ）等の支援制度の周知を図るほか、犯罪被害者等が置かれている現状と支援の必要性について、県民への理解促進を図ります。

また、万一犯罪被害者等となった場合には、各種支援制度や刑事手続きの流れ等を記載した「被害者の手引き」を被害直後に交付するなど、迅速な対応に努めます。

民間による被害者援助活動の充実（県民政策部・警察本部）

阪神・淡路大震災をはじめ、須磨連続児童殺傷事件、明石歩道橋事故、JR福知山線脱線事故等の大規模な災害や事件において、当事者相互の助け合いや地域団体・ボランティアグループ等による草の根の活動が犯罪被害者等援助に大きな役割を果たしてきたことを踏まえ、民間被害者援助団体が開催するシンポジウム・研修会への講師派遣や啓発キャンペーンへの協力を行うほか、ひょうごボランティア基金の活用等による財政支援を通じて、犯罪被害者等を援助する活動が充実し、広く社会的認知が得られるよう応援します。

被害者支援に関わる関係機関の連携（県民政策部・警察本部）

犯罪被害者等基本法（平成17年4月施行）や犯罪被害者等基本計画（平成17年12月策定）の趣旨を踏まえた支援施策が前進するよう、民間団体、国、市町、県（知事部局、警察本部）が相互に連携し、協働して取り組む体制を充実します。

相談体制の充実（県民政策部・健康生活部・警察本部）

警察本部に設置する被害者こころの電話（フリーダイヤル）や面談等を通じて、医師・弁護士の紹介、臨床心理士等によるカウンセリングや付添い等の支援を行うほか、健康福祉事務所において、精神科医師及び保健師等によるこころのケア相談を行います。

また、知事部局にも、犯罪被害者等の総合的な相談窓口を設置し、日本司法支援センター（)とも連携し、被害者等のニーズに応じて、関係機関に迅速かつ適切につなぐ役割を果たすほか、医療関係専門職等を対象にした犯罪被害者等の課題別研修や犯罪被害者支援担当者への研修等を通じて、被害者支援に携わるにふさわしい優秀な人材の育成に努めます。

(2) 地域ぐるみの活動の促進（行動2）

（取組の方向）

県民、事業者、地縁団体等による自主的な地域安全まちづくり活動の気運が高まり、さらにその交流の輪が広がることで、活動が活性化するように応援します。また、そうした活動のキーマンとなる人材を養成します。

ア 地域における自主防犯組織の結成・活動促進

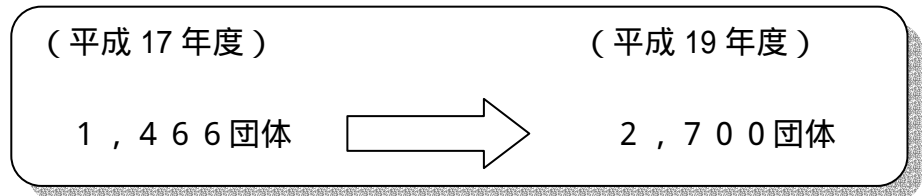
「地域の安全は地域自らが守る」との考え方のもと、地域における自主的な活動の促進を図るため、自治会等の地域団体に対して自主防犯組織の結成を呼びかけ、地域の実情に応じて創意工夫に富んだ活動が展開されるよう支援します。

主な取組

まちづくり防犯グループ()の結成・活動促進(県民政策部・警察本部)

地域の自主防犯組織である「まちづくり防犯グループ」の結成に際して、立ち上げ経費の助成や防犯活動用品の支給を行うほか、犯罪・防犯情報や先進的な活動事例等の各種情報を提供するほか、専門家による出前講座等を通じて、活動が地域に定着し、継続した取組となるよう支援します。

【活動指標：まちづくり防犯グループの結成数】



地域住民による自主防犯活動の促進(警察本部)

自治会等の地域コミュニティにおける防犯活動のきっかけづくりや活性化をねらいとした啓発活動である「ご近所の防犯運動」、地域住民と交番・駐在所との架け橋となる「地域ふれあいの会」による活動の一層の促進を図ります。

また、自動車に青色回転灯を装着してパトロールを行う取組(青色防犯パトロール())が円滑に進むよう、防犯情報の提供などの支援を行います。

地域安全安心ステーションモデル事業の推進(警察本部)

警察庁が所管する事業として、地域住民が自主的に管理・運営する施設であって防犯活動の拠点として機能し得る公民館等を「地域安全安心ステーション」と位置づけ、そこを中心として行われる防犯パトロール等の活動に対して、物品の貸与などの支援を行います。

イ 自主防犯組織間の交流と連携の促進

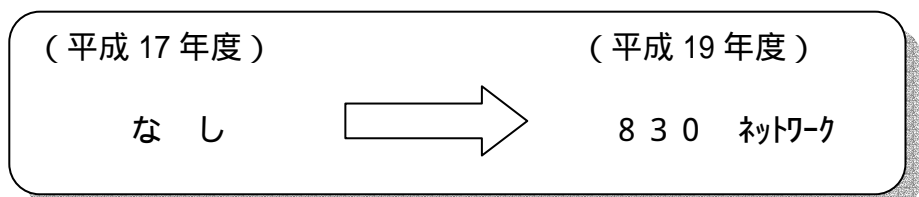
地域に点在する自主防犯組織が相互に連携し、活動範囲の面的な拡がりや活動の重点化を通じて、より効果的な取組が展開されるよう応援します。

主な取組

地域安全活動連携推進事業の展開(県民政策部)

概ね小学校区程度のコミュニティ区域内において、まちづくり防犯グループ等がネットワークを形成し、先進的な活動事例を情報交換するなど、地域安全まちづくり活動の協働実施を応援する地域安全活動連携推進事業を展開します。

【活動指標：地域安全活動連携推進事業によるネットワーク数】



県民交流広場事業の展開（県民政策部）

概ね小学校区単位の身近な地域を舞台に、県民一人ひとりが地域安全まちづくり活動や子育て、環境・緑化をはじめとする多彩な分野での地域づくり活動に取り組むことができるよう、活動の場づくりなどへの支援を通じて元気と安心のコミュニティづくりをめざす県民交流広場事業を展開します。

仲間づくりに役立つ情報の提供（県民政策部）【再掲】

地域安全まちづくり活動を行う団体等が自ら取り組む活動内容を登録し、インターネットで情報を発信する「コラボネット」の運営を通じて、活動ノウハウの共有や仲間づくりを応援します。

また、ボランティア活動の各種支援機関をネットワーク化した「活動支援ネット」や支援機関のキーパーソンをネットワーク化した「サポーターズネット」による活動支援体制を強化します。

このほか、県民運動情報誌「ネットワーク」やメールマガジン「E-news」等による情報提供を行います。

ウ 様々な主体による活動の促進

地域安全まちづくり活動の担い手は、自治会（町内会）、PTA、婦人会等のいわゆる地縁団体をはじめ、事業者や特定非営利活動法人（ ）など、多種多様であることから、こうした様々な活動主体が取組の輪に加わることができるよう、それぞれの主体の実情に応じた支援に努めます。

主な取組

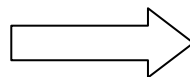
活動に必要な財政的基盤の充実（県民政策部）

地域安全などの活動展開に必要な資金を自前で調達できるよう、活動に取り組む団体の運営が継続的に成り立つしくみづくりを行います。そのため、地域づくり活動応援事業を推進するほか、ひょうごボランティア基金等を有効に活用し、各主体の活動に応じた適切な支援を行います。

【活動指標：地域づくり活動応援事業累計助成対象件数】

（平成 17 年度）

1,450 団体



（平成 21 年度）

3,390 団体

NPOと行政の協働事業の促進（県民政策部）

地域における福祉、子育て、地域安全などの様々な課題を、NPOと行政が協働で解決していくため、取り組むべき課題とその方策について情報交換、協議を

行うNPOと行政の協働会議を積極的に実施します。

また、ボランティア基金の活用により、ひょうごボランティアプラザにおいて、NPOと行政の協働事業に対して助成を行います。

関係機関・団体との防犯ネットワークの構築（警察本部）

郵便局、消防署、新聞販売店等の事業所、各種団体等と連携し、事業活動にあわせてパトロールを実施し、不審者（物）を発見した際に110番通報する取組を拡充します。

また、地域単位、県域単位の事業所防犯ネットワーク会議を開催して、防犯に関する情報交換を行うなど、関係機関・団体との連携強化に努めます。

エ 地域のリーダーたる人材の養成

地域安全まちづくり活動の定着、発展には、その原動力となる強いリーダーシップを有する人材が必要です。そのため、率先して活動に取り組み、活動の継続と定着を図る中心的存在であるリーダーを養成します。

また、将来的には、高齢者の増加に対応して、地域安全まちづくりに関する講座を総合的、体系的に学習できる機会を設ける等、高齢者の活動の裾野を広げるとともに、カリキュラムの充実も検討します。

主な取組

地域のリーダーを養成する研修機会の提供（県民政策部）

防犯活動の進め方のノウハウを有するリーダーの養成講座や、地域づくり活動を実践しているリーダーを対象とした研修により、さらなる技術力と実践力の能力の向上を図ります。

地域安全まちづくり推進員の設置（県民政策部）

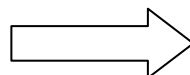
自ら率先して地域安全まちづくり活動に取り組み、活動を先導するとともに、警察署等の関係機関との連絡調整を担うボランティアである地域安全まちづくり推進員を設置します。

また、推進員が日常の活動で抱える悩み（リーダーシップの発揮や組織運営等）を解決するための情報を交換し、能力の向上を図る場を設け、地域のリーダーとしての資質向上を図ります。

【活動指標：地域安全まちづくり推進員委嘱者数】

（平成 17 年度）

な し



（平成 19 年度）

2,500人

オ 活動に貢献した個人・団体への表彰

地域安全まちづくり活動の模範となる個人あるいは団体を評価、表彰することを通じて、活動に対する意欲の高揚を図ります。

主な取組

各種表彰制度の適切な運用（県民政策部・県土整備部・警察本部）
ひょうご地域安全まちづくり賞（ ） ひょうご県民ボランティア活動賞（ ）
人間サイズのまちづくり賞（ ）、警察本部長感謝状などの各種表彰制度により、地域の安全に貢献した個人・団体を顕彰し、活動意欲のさらなる向上を図ります。

2 子ども、高齢者等の安全確保の支援（第2の柱立て）

(1) 地域で取り組む見守り活動の推進（行動3）

（取組の方向）

地域ぐるみで子ども・高齢者・女性などを見守ろうとする取組の機運を醸成するとともに、問題が発生した場合の体制づくりを整備します。
また、子どもの健全育成にふさわしい環境づくりを応援します。

ア 地域協働による子どもの安全確保

子どもが被害者となる凶悪な犯罪が全国で相次いで発生したことに加え、不審者による声かけ事案等も増加しており、子どもが1日の大半を過ごす学校や通学路等における安全対策が求められていることから、学校、保護者、地域住民が連携し、地域協働による取組を促進します。

主な取組

子どもの安全を確保するための指針の普及啓発（県民政策部・企画管理部・健康生活部・教育委員会）

学校、通学路等における子どもの安全確保を図るため、学校・保護者・地縁団体等が活動をする際のガイドラインとなる「子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針」について、広く県民への普及啓発を行い、各主体が有機的に連携して子どもの安全確保に取り組もうとする機運の醸成を図ります。

登下校時における子どもの見守り活動の推進（県民政策部）

現在、自主防犯組織である「まちづくり防犯グループ」の約6割が子どもの登

下校時の見守り活動を実施しているが、さらに多くのグループがこうした活動に取り組むよう、活動事例の紹介等を通じて啓発を行います。

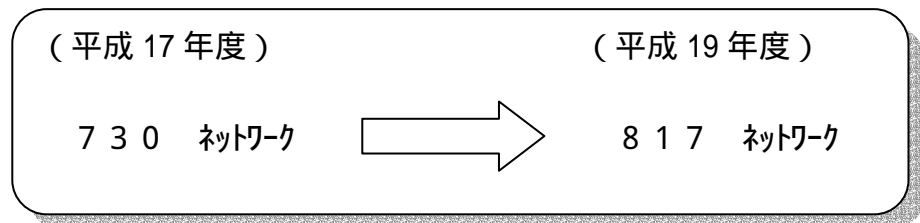
ひょうごハート・ブリッジ運動の推進（県民政策部）

大人が子どもへの声かけや見守りを行う「ひょうごハート・ブリッジ運動」を推進し、地域が主体となった青少年育成、非行防止の機運を高めます。

子育て応援ネットの推進（健康生活部）

地域の女性団体・青少年関係団体等が概ね小学校区ごとにネットワークを組み、子育て家庭応援推進員を核として、子どもの見守り、声かけ、子育て相談などの子育て家庭応援運動を展開する中で、虐待や問題行動等のSOSをキャッチし、関係機関につなぐ活動を各地域で推進します。

【活動指標：子育てネットワーク数】



高齢者による子ども見守り活動の充実（健康生活部）

高齢者の知識・経験を活かした社会参加活動への期待が高まる中、老人クラブが取り組む見守り活動や子育て支援活動を支援します。

ユニバーサル社会づくり実践モデル地区の推進（県土整備部）

障害の有無や年齢等に関わりなく、地域社会において誰もが主体的に生き、社会の支え手となることのできるユニバーサル社会を構築するため、市町の申請に基づいてモデル地区を指定し、市町が住民・事業者と協働して行う道路や施設のバリアフリー化や放置自転車の撤去運動、声かけ運動など、高齢者、障害者等への社会活動への参画を進めるハード・ソフト両面の取組を応援します。

地域ぐるみの学校安全体制の整備（教育委員会）

防犯の専門家である地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）を県内の小学校に配置し、学校や通学路等の巡回指導や評価を行い、学校安全ボランティア（スクールガード）への指導を行うなど、市町教育委員会や各学校と連携して、学校危機管理対策を推進します。

子どもを守る110番の家（ ）の効果的運用（警察本部）

地域住民、事業所等と連携して、通学路等における子どもの安全拠点となる「子どもを守る110番の家（店・車）」について、「活動マニュアル」の作成を働き掛けるほか、小学校区単位による研修会やタイムリーな情報提供を行うなどにより、制度の活性化を図ります。

子どもの安全を守る設備等の整備（警察本部）

学校等において不審者侵入事案等が発生した際、被害拡大防止のため学校等と警察署を結ぶ「県警ホットライン」や学校等に波及するおそれのある事案が発生した際に近隣校へ通報する「学校緊急通報制度」等を活用し、学校、通学路等における子どもの安全確保を図ります。

イ 子どもの健全育成に適した環境づくり

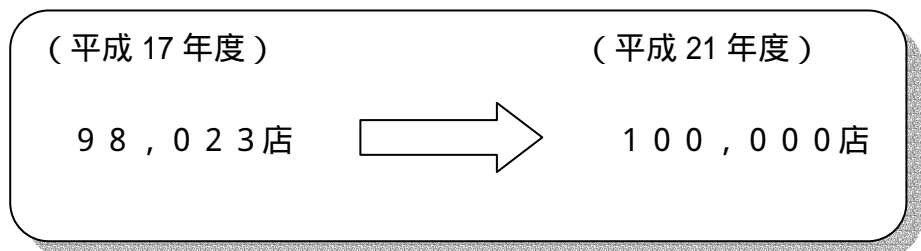
「地域の子どもは地域で守り育てる」との考え方のもと、地域住民の温かい眼差しを受けながら、子どもが犯罪等に巻き込まれることなく、安全に安心して成長できる環境づくりに努めます。

主な取組

青少年を守り育てる県民スクラム運動の実施（県民政策部）

複雑・多様化する青少年問題に対応するため、地域、学校、事業者、行政などの関係者が対応策などを協議する青少年育成スクラム会議を開催するとともに、青少年愛護活動推進員や青少年愛護活動推進協力員、青少年補導委員等との連携により図書类等収納自動販売機、図書販売店、カラオケハウス等の環境総点検活動を行うなど、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進します。

【活動指標：青少年育成スクラム加盟店数】

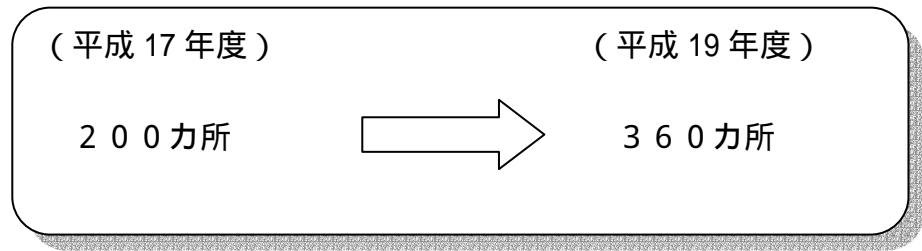


ひろば事業の実施（県民政策部・健康生活部）

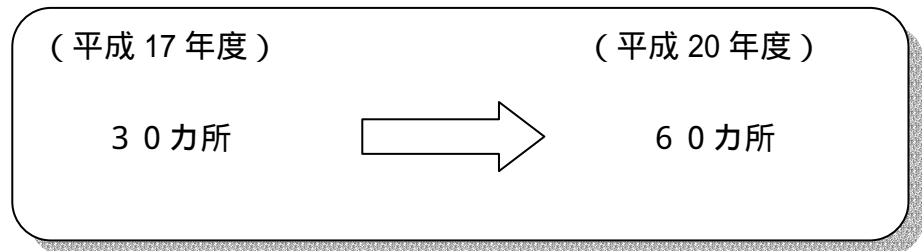
子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて、子育ての不安や悩みを解決し、お互いに情報交換できる拠点として、保育所、幼稚園や児童館などに開設している全ての「まちの子育てひろば」に子育てを応援するインストラクターを派遣します。

また、公園、空地、学校の校庭などを活用して、地域団体と協働しながら、子どもたちが自由な発想でのびのびと遊べる「子どもの冒険ひろば」や商店街の空き店舗や公民館、自治会館などを活用して学校帰りの中・高校生などが気軽に立ち寄り、集い、仲間と交流できる「若者ゆうゆう広場」を開設して子どもや若者の居場所づくりを進め、地域全体で見守る環境を整備します。

【活動指標：子どもの冒険ひろば数】



【活動指標：若者ゆうゆう広場数】



地域・家庭行事の普及（県民政策部）

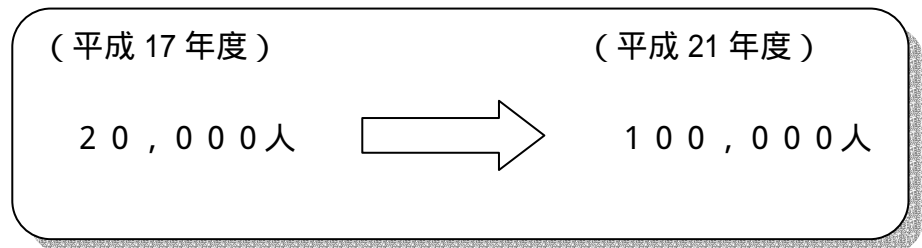
地域・家庭の伝統行事など、地域の中で他の家族とともに体験を共有する普及事業を実施することにより、家族の一体感を高めるとともに、家族と地域の関係性を深めます。

学校・家庭・地域連携のしくみの構築（教育委員会）

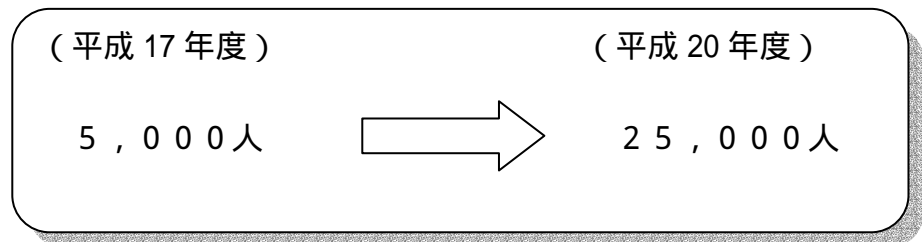
すべての公立小中学校で、授業その他学校活動のありのままを保護者や地域住民に公開し、学校を身近に体感してもらうオープンスクールを展開します。

また、PTA活動に地域住民が参画するPTCA活動、地域の教育課題解決に向けた県民による地域教育推進会議の開催などを通じて、子どもの安全確保などの課題解決に向けた学校、家庭、地域の相互連携の機運を高めます。

【活動指標：PTCA地域研究大会延参加者数】



【活動指標：地域教育推進会議延参加者数】



子どもの居場所づくり推進事業の実施（教育委員会）

心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、社会教育施設や学校等を活用した子どもの居場所づくりを行うとともに、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援することにより、子どもを見守り育てる地域の教育環境の再生を図ります。

少年サポートセンターの運営（警察本部）

地域における少年の健全育成活動の拠点として、街頭補導、少年相談、非行防止教室、子どもの防犯教室などを行う少年サポートセンターを県内12箇所で運営します。

また、非行防止教室等の機会をとらえ、「出会い系サイト」の危険性を啓発するとともに、被害児童の保護や立ち直り支援を行います。

ウ 家庭等における安全の確保

高齢者が犯罪に巻き込まれることなく、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしを続けることができるよう、見守り活動を推進します。

また、家庭などにおける児童虐待やDV、高齢者虐待に対処するため、市町との連携のもと、こうした問題に即応できる体制の充実を図ります。

主な取組

高齢者の見守り活動の展開（健康生活部）

民生委員等によるひとり暮らしや寝たきりの高齢者に対する声かけや安否確認等の活動をより一層緊密に実施します。

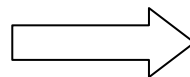
また、こうした民生委員等による見守りから警察へとつなぐ虐待防止ネットワークを構築し、県民総合相談センターや各県民局において高齢者虐待に関する相談を行うなど、高齢者のより一層の安全確保を図ります。

【活動指標：民生委員等による高齢者の1人当り見守り活動日数】

（平成17年度）

（平成19年度）

125日



135日

高齢者を対象とした安全情報提供ネットワークの構築（警察本部）

振り込め詐欺、悪質リフォーム詐欺など、高齢者が被害に遭いやすい犯罪の手口や具体的な防犯対策に関する情報について、市町、医療機関、高齢者関係団体等と連携して、あらゆる広報媒体を通じて周知が図られるよう努めます。

防犯ブザーの貸し出し（警察本部）

痴漢、ひったくり等の犯罪被害に遭いやすい女性や子どもを守るため、県内交番、駐在所、駅の痴漢等被害相談所において防犯ブザーの貸し出しを積極的に実施します。

児童虐待家庭に対する効果的な援助の実施（健康生活部）

子どもや家庭の問題を背景とした深刻な児童虐待事案に対して、より適切に対応できるよう、児童相談の第一義的な窓口となる市町の相談職員に対する研修や連絡会議等を通じた技術的支援や助言を行います。

また、専門機関であるこども家庭センターの機能を充実し、市町や関係機関と連携して対象児童家庭に対する効果的な援助を行います。

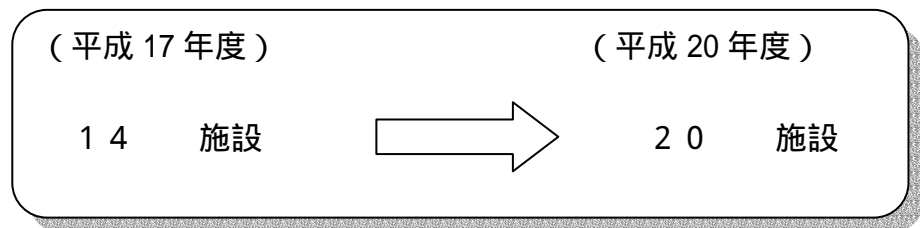
- ・ 児童虐待の早期発見・対応
- ・ 児童虐待家庭再生の指導支援とフォローアップ
- ・ 市町児童家庭相談に対する技術的な助言と援助
- ・ 児童虐待24時間ホットライン（休日・夜間等も24時間対応）の設置運営
- ・ 虐待した親へのきめ細やかな指導

DV対策の推進（健康生活部・県土整備部）

「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」に基づき、女性家庭センターの体制強化、民間シェルターに対する財政的支援等の課題に取り組みます。

また、住宅の確保が困難な自立意欲のあるDV被害者に対して、恒久住宅へ移行するまでの間の利用を認める一時入居住宅（ステップハウス）を一定数確保するほか、DV被害者の緊急一時保護を行う社会福祉施設や民間シェルター等の委託先の確保、県営住宅におけるDV被害者の優先入居を実施します。

【活動指標：DV被害者の緊急一時保護委託施設数】



高齢者介護等に携わる人材の養成（健康生活部）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成18年4月1日施行）を踏まえ、関係する専門職種の資質向上や養介護施設における虐待防止等の取組を推進するための研修機会の充実を図ります。

児童生徒の安心づくりコーディネーターの配置（教育委員会）

学校における児童虐待の早期発見等に際し、専門家の判断や対応が必要なケースがあることから、児童虐待に係る教職員の支援にあたるスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）を教育事務所（阪神南・東播磨・中播磨）に配置し、具体的事案ごとの対応を行います。

(2) 安全に関する対応能力の向上（行動４）

（取組の方向）

犯罪等に対する子ども・高齢者・女性などが気軽に相談できる体制を整備するとともに、自らの身を守るための術を身につけることができるよう、学習機会の充実を図ります。

ア 気軽に相談できる場づくり

子どもや高齢者等が、犯罪その他日常生活上において抱える様々な悩み事や、非行等に係る子どもの立ち直りを支援するため、専門家や専門機関が連携して、相談者のニーズに応じた効果的な相談体制を整備します。

主な取組

ひょうごユースケアネットの運営（県民政策部）

関係機関・家庭・地域が連携して、不登校やひきこもりなど、青少年の心の問題に取り組むため、電話相談、出張面接相談会、親や関係者の交流学習会などを行います。

地域SNSを活用した相談・情報交換の場の提供（県民政策部）

地域SNSを活用して、インターネット上で子育てや介護等の同じ悩みを持つ人が気軽に語り合い、情報交換する場を提供します。

くらしの安全安心総合相談体制の充実（県民政策部）

各生活科学センターを悪質商法、架空請求の未然防止や被害救済、製品事故や食の不安に対する相談を行う「くらしの安全・安心総合相談窓口」と位置づけ、窓口体制等の機能の充実・強化を図ります。

ひょうごっ子悩み相談センターの運営（教育委員会）

児童生徒や保護者の様々な悩み事の相談に対応するため、臨床心理士、カウンセラー等が個々のケースに応じた適切な指導・助言を行い、悩みの早期解決を図ります。

こころの相談支援事業の実施（教育委員会）

児童生徒の不登校・問題行動等の課題を解決するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを全公立中学校・中等教育学校に配置するほか、高校生の問題行動の多様化・深刻化に対応するため、キャンパスカウンセラーをすべての県立高等学校に派遣します。

また、小学校における問題行動等の増加に対応するため、スクールカウンセラ

一を小学校に拠点配置するなど、児童と保護者の心の相談や教職員に対する相談支援を行います。

様々な課題から学校をサポートする応援体制の充実（教育委員会）

ADHD（ ）等による多動性や衝動性が顕著で、行動面で著しい困難を示す児童が在籍する学校や不登校、暴力行為等の問題行動などの課題を有する学校に「スクールアシスタント」を配置し、学校・学級運営の支援を行います。

また、学校だけでは解決が困難な児童生徒の問題行動等の課題に対する相談や未然防止の取組及び早期対応、早期解決を行う学校サポートチーム（学校、警察OB、精神科医）を各教育事務所に配置し、複雑多様化する課題の解決への支援を行います。

各種相談窓口による対応（警察本部）

いじめや不登校、家出・万引き等の非行など女性の専門相談カウンセラーによる「少年相談室（ヤングトーク）」、女性からの性犯罪、痴漢、ストーカーなどの被害に対し、女性警察官が相談受理に当たる「レディースサポート交番」、主要駅構内に設置する「痴漢等被害相談所」や「ストーカー相談電話」など、事案に応じたきめ細かい相談対応を行います。

イ 自らを守る術を身につける学習機会の提供

子どもや高齢者等が自らの安全を守るための術を身につけることができるよう、知識や技能の習得機会の提供に努めます。

主な取組

悪質商法等の被害防止対策の推進（県民政策部）

地域で身近な消費者問題に取り組む「くらしのクリエイター」や地域団体と協働して、悪質商法に関する情報提供や地域住民への声かけ運動等を展開します。

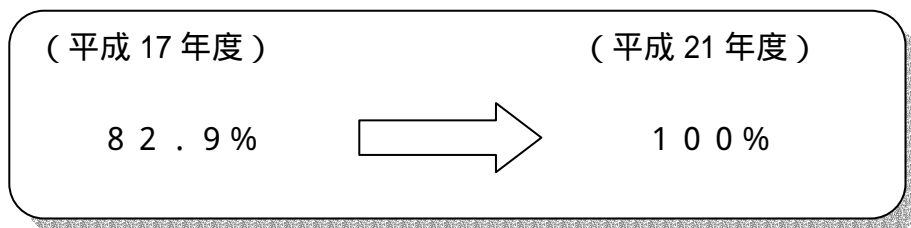
また、悪質商法等による消費者被害を未然に防止するため、生活科学センター等において、講座・セミナーなどの啓発事業等を実施するとともに、悪質事業者に対する指導を強化します。

子ども・高齢者の危機回避能力の向上（教育委員会・警察本部）

子どもの安全確保や高齢者の犯罪被害防止に向けた防犯広報用ビデオ等を作製するほか、「子どもを守る110番の家（店）」の周知を図るためのウォーク・ラリーの実施、地域安全マップの作成、子ども、高齢者等を対象とした参加・体験型の防犯教室や防犯訓練の積極的な開催等を通じて、子ども、高齢者等が自らを守る術を身に付けることができるよう支援します。

また、子どもに対する声かけ事案等の発生状況を地図上に表示した「子どもハザードマップ」公表して、注意喚起を図ります。

【活動指標：「子どもを守る110番の家（店）」の周知を図るための
ウォーク・ラリーの小学校全クラス実施率】



少年サポートセンターの運営（警察本部）【再掲】

地域における少年の健全育成活動の拠点として、街頭補導、少年相談、非行防止教室、子どもの防犯教室などを行う少年サポートセンターを県内12箇所で運営します。

また、非行防止教室等の機会をとらえ、「出会い系サイト」の危険性を啓発するとともに、被害児童の保護や立ち直り支援を行います。

(3) 豊かなこころの育成（行動5）

（取組の方向）

少年犯罪の多発を踏まえ、地域ボランティア、事業者等の協働による青少年の非行防止活動を応援するほか、青少年の道徳観、公共心を培い、豊かなこころを育みます。

また、青少年の規範意識向上に重要な役割を果たす家族や家庭の絆を深める取組を応援します。

ア 非行防止活動の推進

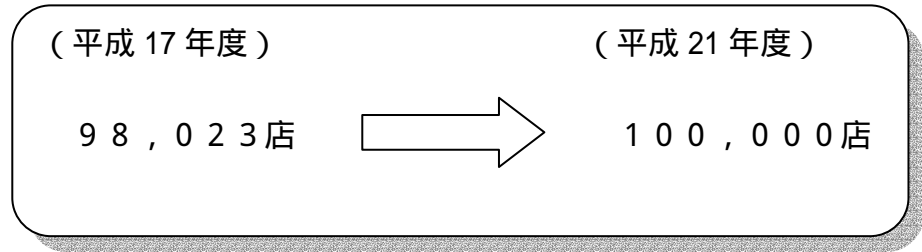
地域のボランティア、関係団体、事業者等と連携して、青少年の健全な育成を阻害する有害な環境を改善し、非行防止に効果的な環境づくりを行います。

主な取組

青少年を守り育てる県民スクラム運動の実施（県民政策部）【再掲】

複雑・多様化する青少年問題に対応するため、地域、学校、事業者、行政などの関係者が対応策などを協議する青少年育成スクラム会議を開催するとともに、青少年愛護活動推進員や青少年愛護活動推進協力員、青少年補導委員等との連携により図書類等収納自動販売機、図書販売店、カラオケハウス等の環境総点検活動を行うなど、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進します。

【活動指標：青少年育成スクラム加盟店数】



薬物の乱用防止対策の推進（健康生活部）

薬物乱用を許さない社会づくりを推進するため、地域に密着した啓発活動を展開します。とりわけ、若年層の薬物乱用に対する理解を深めるため、大学生による薬物乱用防止啓発活動を実施するなど、啓発効果の高い活動を展開します。

少年非行総合対策「少年マナーアップ兵庫」活動の推進（警察本部）

少年の規範意識の向上を図るとともに、地域社会における非行防止への取組機運の醸成に向けて情報発信活動を強化するなど、関係機関、団体等と協働した地域ぐるみの非行防止活動を強化します。

- ・ 少年マナーアップ強化日（毎月10日）における少年警察ボランティア等との合同補導活動の実施
- ・ 青少年補導センター等に対する情報発信活動の推進
- ・ 少年補導職員で構成している劇団「麦の穂」「みちびき」等の学校への派遣による寸劇形式の公演を通じた啓発活動の実施

少年サポートセンターの運営（警察本部）【再掲】

地域における少年の健全育成活動の拠点として、街頭補導、少年相談、非行防止教室、子どもの防犯教室などを行う少年サポートセンターを県内12箇所で運営します。

また、非行防止教室等の機会をとらえ、「出会い系サイト」の危険性を啓発するとともに、被害児童の保護や立ち直り支援を行います。

改正青少年愛護条例の周知、運用（県民政策部）

平成18年4月1日に施行された改正条例について、県民に対する啓発活動のほか、事業所に対する調査、指導を通じて適切な運用を図る。

[主な改正点]

有害情報等への対応強化

- ・ 表紙、包装箱上の性的描写による有害図書類の包括指定
- ・ 自動販売機管理者を設置場所と同一市区町在住者に限定
青少年の深夜（午後11時～翌午前5時）外出の抑制
- ・ 深夜営業者に施設・敷地内の青少年に帰宅を促す努力義務
- ・ 個室、区画席を持つカラオケハウス等への深夜立入禁止

非行につながる行為への対応強化

古物買受け制限対象からの「書籍除外」規定の削除

青少年補導センター活動の推進（県民政策部）

青少年の非行、不良行為の防止及び相談活動に取り組む青少年補導センター及び県青少年補導委員連合会の活性化を図るための研修事業等を推進します。

イ 学校、家庭等における道徳観等の育成

兵庫の特色を生かし、自然（海、川、森）を活用した体験学習を推進するとともに、規範意識、倫理観、他者を思いやる心などを培う道徳教育を通じて、次代を担う子どもたちの道徳観、公共心を育みます。

また、家族や家庭をめぐる社会問題が後を絶たない現状を踏まえ、家族のきずなの再構築を図るとともに、大人自身が一人の親、社会人として、子どもの模範となる行動をとるよう啓発に努めます。

主な取組

青少年いきいき体験事業の展開（県民政策部）

青少年団体等のノウハウを活用した体験学習事業や農山漁村への体験留学など、青少年に多様な体験の機会を提供することにより、集団生活や団体行動を通じて青少年自身が社会の中で必要となる規律や協調性を育むよう努めます。

環境学習拠点施設の機能強化（県民政策部・健康生活部）

多様な環境学習、教育の場として、自然エネルギーの活用法などの理解を深める播磨科学公園都市での「エコハウス」の整備を進め、体験学習、参加型研修を進めるとともに、家島町の母と子の島をリニューアルして環境学習プログラムの充実を図るなど、環境学習の拠点づくりを進めます。

県民運動による家族の絆を深める取組の展開（県民政策部）

家族の絆を深めるためには、県民一人ひとりが自らの家族・家庭について思いを馳せ、そのあり方等を見直していく気運を高めることが重要であることから、地域団体、NPO、企業、学校、マスコミ、行政などによる推進母体を設置し、官民あがての県民運動手法による取組を展開します。

また、かつて盛んに行われていた家庭や地域の伝統行事や伝統料理づくり等に親子や家族での参加を促すなど、家庭の持つ力の向上に努めます。

私学における社会体験活動推進事業の展開（企画管理部）

地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を実施することにより、地域に学び、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」を育むため、私立中学校をはじめとした私学が実施する社会体験活動への助成を行います。

地域わくわく陽だまり活動事業の展開（企画管理部）

家庭や地域における教育力の低下を背景に、子どもによるいじめ、学校崩壊、

子どもを教育する能力が十分に備わっていない親による児童虐待等の問題行動が増加していることから、私立幼稚園が実施する「家庭・地域の教育力アップのための地域おこし」として、就学前の在宅幼児やその親に対して、積極的に特色ある私立幼稚園教育を体験させるほか、教育ノウハウの啓発や子育ての悩みの解消を図る事業への支援を行います。

ひょうごっこグリーンガーデン推進事業の展開（健康生活部）

幼児期において驚きや感動を体験し、環境・生命の大切さを体感させるため、幼稚園、保育所の児童に対して、植物栽培、動物飼育、田畑・農園での農体験などの多様な自然体験を促します。

また、のじぎく兵庫国体マスコット「はばタン」による紙芝居やクイズ等による環境学習を通じた支援を行います。

グリーンサポートクラブ事業の展開（健康生活部）

兵庫県の次代を担う幼児、児童、生徒を対象にした環境学習のプロデューサーやコーディネーターとしての役割が期待される地域団体・NPO等の能力を養成するため、シンポジウム形式による交流会や学習セミナーを開催するほか、環境学習に関する情報発信、環境学習を展開するためのボランティア「グリーンサポーター」の募集や活動への支援を行います。

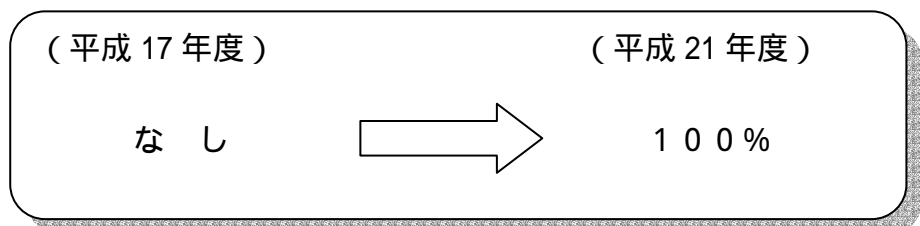
ひょうご「学びの農」推進作戦の展開（農林水産部）

次代を担う子どもたちに対して、農林水産業に対する理解の促進を図り、人間として生きる力やものの大切さを感じるこころを育むため、市町や農協、地域団体等と連携し、農作業や森林を通じた多様な体験学習機会が得られるよう、事業展開を図ります。

小学校低学年における体験型環境学習の推進（教育委員会）

子どものいじめによる自殺をはじめ、生命をおろそかにする事件の多発を踏まえ、人間形成の基礎が培われる発達段階にある公立全小学校の3年生を対象に、地域の人々の協力を得ながら、米の栽培や生物の飼育などの自然体験活動により、豊かなこころを身につけ、環境の大切さを学習する機会を設けます。

【活動指標：全小学校における体験型環境学習の実施率】



集団生活による若者の自立支援の推進（県民政策部・教育委員会）

不登校などの青少年が寮生活をしながら、人や自然とのふれあい体験を通じて、自分づくりや生きがい探しができるよう支援する「神出学園」や但馬の地域や自

然とふれあう体験と集団活動を通じて自主・自律の精神や人間相互の関係について正しい理解を養い、学校生活に適應できるよう支援する「但馬やまびこの郷」を運営し、こころ豊かな青少年の育成を図ります。

環境について考える多様な学習機会の提供（健康生活部）

ゴミの学習をはじめ小学校4年生を対象に、ゴミに関する実践活動へのきっかけづくりとする「生活ゴミ削減推進事業」、小中学校へ地球温暖化防止推進員をアドバイザー派遣し、省エネ実践を促す「省エネチャレンジモデル学校事業」、観測機材の貸与等を通じてヒートアイランド現象を学ぶ「ヒートアイランド現象観測事業」などの多様なメニューにより子どもたちの環境学習を応援します。

社会基盤を活用した環境学習機会の提供（県土整備部）

学校教育における「総合的な学習の時間」等を活用し、小・中・高等学校の児童生徒の地域を思いやる気持ちを育むため、自分たちの住む町の河川、道路、港湾、下水等の社会基盤の現地見学や観察などの体験を通じて、社会基盤がどのように日常生活の役に立っているかを学ぶ機会を提供します。

ひょうご環境教育実践推進事業の実施（教育委員会）

学校における環境教育を推進するため、自然（海・川・森）、省エネルギー・リサイクルに関する「環境教育実践推進校」の指定や教材作成等を通じて、総合的な体験型環境教育を応援します。

道徳教育実践推進アクションプランの実施（教育委員会）

道徳教育のさらなる充実を目指して、「『地域教材の開発』指導資料」を活用し、地域に根ざした教材による実践的な取組を展開します。

- ・ 道徳教育推進協議会の開催
- ・ 道徳教育推進モデル地域の指定
郷土を題材とした自作教材作成とそれを活用した道徳の時間の充実や、家庭・地域との協働による道徳的实践力を育む指導のあり方等を研究
- ・ 道徳教育実践研修の実施
教員研修による実践的な指導力の向上

発達段階に応じた子どもたちの豊かな心の育成（教育委員会）

小・中・高校それぞれの発達段階に応じた自然学校()、地域に学ぶトライやる・ウィーク()、高校生地域貢献事業 トライやる・ワーク ()等の自然・社会体験事業を実施します。

また、自他の命を大切にすることは、時代を超えても変わらないものであることを理解させるため、小・中・高校それぞれの発達段階に応じて、命の大切さを実感させる教育プログラムの普及・活用を図ります。

情報モラル教育()サポートプランの実施（教育委員会〔教育企画課〕）

教職員等を対象に、インターネットの適正な利用などのフォーラム、研修会を

開催し、情報モラルを子どもたちに適切に指導できるよう、その普及啓発を推進します。

3 防犯に配慮した施設の管理・整備の支援（第3の柱立て）

(1) 防犯に配慮した施設の管理等の取組（行動6）

（取組の方向）

強盗、空き巣等の犯罪からの安全確保を図れるよう、住宅・店舗等の所有、管理者への情報提供のほか、犯罪抑止に有効と考えられる快適な生活環境づくりに取り組む県民・事業者等を応援します。

ア 施設の安全管理

住宅、店舗その他の施設の所有、管理者に対して、その構造、設備、管理方法等に関する情報提供等の支援を行います。

また、割れ窓理論()の考え方にあるとおり、快適な生活環境の保持は、犯罪の抑止にも大きな効果があることから、地域住民と事業者の連携・協働による施設管理や不法投棄対策を支援します。

主な取組

住宅及び住宅地の防犯指針の普及啓発（県民政策部・県土整備部）

住宅に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」について、広く住宅・住宅地を整備しようとする者及び所有・管理者への普及啓発を行い、防犯性の高い構造、設備を有する住宅の普及や防犯上配慮すべき事項の周知を図ります。

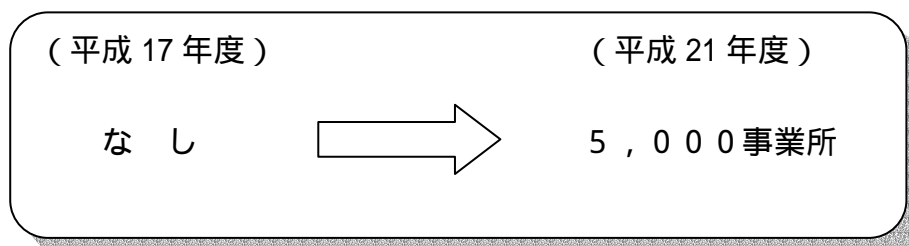
深夜営業店舗の防犯指針の普及啓発（県民政策部・警察本部）

深夜営業店舗に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針」について、深夜（午後11時～翌午前5時）に物品販売業を営む事業者等への普及啓発を行い、防犯性の高い深夜営業店舗とするために配慮すべき事項の周知を図ります。

事業所における防犯対策の推進（県民政策部・警察本部）

事業所における防犯対策の確立を図るため、事業所ごとに防犯訓練・教育、防犯設備の管理等を実施する「防犯責任者」の設置を促進します。

【活動指標：防犯責任者設置事業所数】



防犯カメラの普及啓発（県民政策部・警察本部）

公共空間に設置する防犯カメラの効果的事例を紹介するなど、その普及啓発に努めます。

また、防犯カメラは、防犯対策として有効な一方、プライバシーへの配慮などその適正な管理運用が求められることから、設置・管理者の参考となるガイドラインの策定を検討します。

不法投棄を許さない地域づくりの推進（健康生活部）

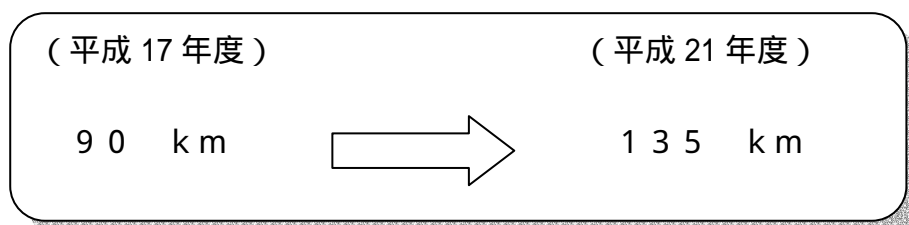
郵便局、JA、宅配業者と協定を締結し、不法投棄の早期発見や通報体制を強化していくほか、地域住民との合同パトロール、監視カメラの貸出等を通じて、地域ぐるみによる不法投棄対策を推進します。

県民とのパートナーシップによる維持管理の推進（県土整備部）

県が管理する道路、河川、海岸等の公共物において、一定区間ごとに美化清掃活動に取り組む参加団体（住民や企業）と管理者が「ひょうごアドプト()」に基づき、合意書を締結（養子縁組（アドプト））する取組について、担当地区の清掃美化、草刈り、植栽などに取り組む参加団体名などを表示する看板の設置やボランティア保険の付与のほか、軍手やゴミ袋の支給などの支援を行います。

また、快適な生活環境の創出に取り組むことにより、地域への愛着心を深めるとともに、新たなコミュニティの形成を促進し、いきいきとした地域づくりを目指します。

【活動指標：ひょうごアドプトによる住民活動区間延長】



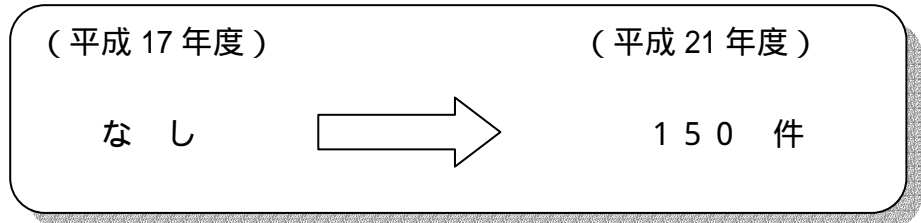
県民まちなみ緑化事業の推進（県土整備部）

県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組むしくみとして、地域団体、NPOなどが協働して、学校、公園、空地などで実施する緑化、土石採取跡地や廃自動車置き場等の修景緑化などに要する経費を助成し、都市地域における環境の改善を図ります。

防犯優良マンション供給の推進（県土整備部）

（財）兵庫県住宅建築総合センター、（社）兵庫県防犯協会連合会、特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会の協働により、「防犯優良マンション認定制度」を創設し、広く普及を図ることを通じて防犯上優れたマンションの供給を促進します。

【活動指標：防犯優良マンションの認定件数】



関係機関・団体との防犯ネットワークの構築（警察本部）【再掲】

郵便局、消防署、新聞販売店などの事業所等と連携し、事業活動の際にパトロールを行い、不審者（物）を発見した際に110番通報する取組を支援します。

また、地域単位、県域単位の事業所防犯ネットワーク会議を開催して、防犯に関する情報交換を行うなど、関係機関・団体との連携強化に努めます。

優良防犯機器の普及促進（警察本部）

防犯設備アドバイザー（ ）と連携して、防犯教室、防犯設備展を開催するなど、防犯カメラや防犯ガラス・錠などの優良建物部品等の普及促進を図ります。

空地における景観への配慮（県土整備部）

周辺景観への配慮を欠いた土石採取跡地、資材置き場等に対応するため、「景観の形成等に関する条例」を改正し、空地の所有者等に修景の要請ができる対象区域を現行の景観形成地区及び風景形成地域から県下全域の主要道路沿道等に拡大するとともに、修景を要請するにあたっての判断根拠となる基準（緑化、遮へい等による修景）を定めます。

イ 繁華街の環境浄化対策の推進

健全で魅力あふれる繁華街を再生するため、客引きや青少年の健全育成に有害な店舗の営業者等に対する指導・改善を強化するとともに、地域住民、市町と連携して、迷惑駐輪、違法看板等の犯罪を誘発するおそれのある環境の浄化に取り組みます。

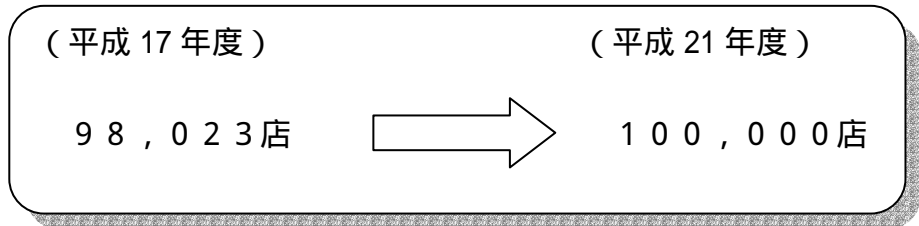
主な取組

青少年を守り育てる県民スクラム運動の実施（県民政策部）【再掲】

複雑・多様化する青少年問題に対応するため、地域、学校、事業者、行政などの関係者が対応策などを協議する青少年育成スクラム会議を開催するとともに、

青少年愛護活動推進員や青少年愛護活動推進協力員、青少年補導委員等との連携により図書类等収納自動販売機、図書販売店、カラオケハウス等の環境総点検活動を行うなど、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進します。

【活動指標：青少年育成スクラム加盟店数】



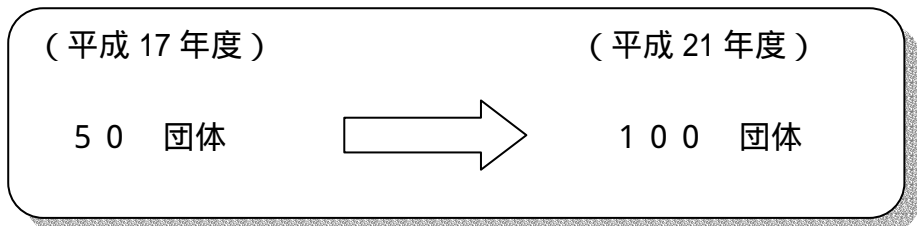
商店街等における共同施設の整備（産業労働部）

阪神・淡路大震災により、多大な影響を受けている商店街・小売市場が建設する共同施設への助成制度として、特に防犯面の課題を解決するため、共同で設置する防犯カメラをメニューに加え、その経費の一部を助成します。

屋外広告物対策の推進（県土整備部）

主要道路や駅周辺の違反広告物を撤去する「違反広告物はがし隊」など、美しい地域づくりに向けた地域住民の主体的な活動を支援します。

【活動指標：違反広告物はがし隊結成団体数】



官民協働によるまちの再生（警察本部）

健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街を再生するため、行政機関・事業者・地域住民等が参画した協議会を推進母体として、迷惑駐輪に対する啓発、環境浄化啓発バナーの掲示、違法看板撤去など、官民協働による安全・安心まちづくりを一体的に推進します。

改正青少年愛護条例の周知、運用（県民政策部）【再掲】

平成18年4月1日に施行された改正条例について、県民に対する啓発活動のほか、事業所に対する調査、指導を通じて適切な運用を図る。

[主な改正点]

有害情報等への対応強化

- ・ 表紙、包装箱上の性的描写による有害図書類の包括指定
- ・ 自動販売機管理者を設置場所と同一市区町在住者に限定
青少年の深夜（午後11時～翌午前5時）外出の抑制
- ・ 深夜営業者に施設・敷地内の青少年に帰宅を促す努力義務
- ・ 個室、区画席を持つカラオケハウス等への深夜立入禁止
非行につながる行為への対応強化

古物買受け制限対象からの「書籍除外」規定の削除

改正迷惑防止条例の周知、運用（警察本部）

平成18年5月1日に施行された「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の改正条例に基づき、繁華街における悪質な客引き等の迷惑行為に対する規制を強化し、県民の平穏で健全な生活環境の保持を図ります。

【主な改正点】

客引き行為の禁止事項の拡大

- ・ 相手を特定した呼びかけ、ビラ配付や写真提示を行う客引き
- ・ 相手を特定せず呼びかけ、ビラ等を配付する誘引行為
- ・ 客引きや誘引を行う目的でのたたずみ、うろつく行為

風俗関係営業従業員、AV女優のスカウト行為に係る勧誘、誘引行為の禁止
公安委員会規則で指定する地域における中止命令の発出
客引き、スカウト目的の誘引、たたずみ、うろつく行為

スーパー防犯灯の整備（警察本部）

繁華街における防犯対策を推進するため、街頭緊急通報システムであるスーパー防犯灯()について、設置効果の適切な評価検証を行いつつ、青色誘導灯の付設を含めて計画的な整備に努めます。

(2) 防犯に配慮した基盤の整備（行動7）

（取組の方向）

犯罪の防止に配慮したまちづくりを進め、県民・事業者等による同様の取組を促進するほか、まちの基盤整備の参考となる情報を広く普及啓発します。

また、犯罪被害に遭いにくい製品・制度の普及を図ります。

ア まちの基盤整備

犯罪の防止に配慮したまちづくりを進めるため、道路、公園、住宅など、計画的なまちの基盤整備を進めるほか、このようなまちづくりに際して参考となる情報を広く普及啓発するなど、官民協働による取組の機運醸成を図ります。

また、割れ窓理論()の考え方にあるとおり、快適な生活環境の保持は、犯罪の抑止にも大きな効果があることから、住民主体によるまちづくりへの支援を推進します。

主な取組

住宅及び住宅地の防犯指針の普及啓発（県民政策部・県土整備部）【再掲】

住宅に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」について、広く住宅・住宅地を整備しようとする者及び所有・管理者への普及啓発を行い、防犯性の高い構造、設備を有する住

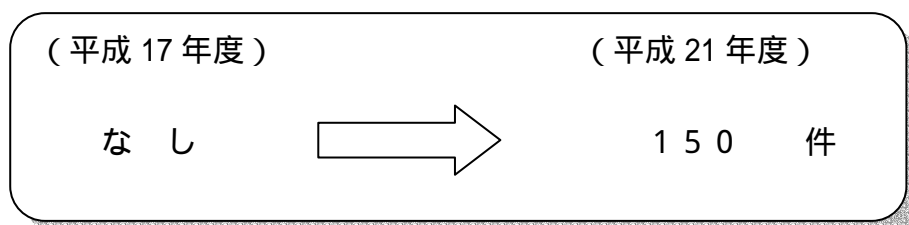
宅の普及や防犯上配慮すべき事項の周知を図ります。

道路・公園・駐車（輪）場の防犯指針の普及啓発（県民政策部・県土整備部）
道路等に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」について、広くこれらの施設の設置・管理者への普及啓発を行い、防犯性の高い構造、設備を有する道路等の普及や防犯上の注意事項の周知を図ります。

防犯優良マンション供給の推進（県土整備部）【再掲】

（財）兵庫県住宅建築総合センター、（社）兵庫県防犯協会連合会、特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会の協働により、「防犯優良マンション認定制度」を創設し、広く普及を図ることを通じて防犯上優れたマンションの供給を促進します。

【活動指標：防犯優良マンションの認定件数】



防犯灯整備の啓発（県民政策部）

犯罪の防止に配慮したまちづくりを展開するため、特に犯罪等が発生しやすく、危険と考えられる箇所における防犯灯の整備が進むよう、道路、公園等の防犯指針の普及啓発に努めます。

防犯まちづくりの推進（県土整備部）

児童、生徒等の通学時の安全確保を図るため、通学路として指定されている箇所について、歩道・自転車歩行車道の整備を重点的に進めるほか、防犯に配慮した公園の整備や県営住宅のエレベーターかご内に防犯カメラを設置するなど、防犯に配慮した都市基盤整備を計画的に推進します。

スーパー防犯灯の整備（警察本部）【再掲】

繁華街における防犯対策を推進するため、街頭緊急通報システムであるスーパー防犯灯（ ）について、設置効果の適切な評価検証を行いつつ、青色誘導灯の付設を含めて計画的な整備に努めます。

イ 防犯に配慮した製品等の普及

自動車、原付等の乗物・自動販売機・錠前など、犯罪被害の対象となりやすい製品の製造・販売業者等に対して、被害に遭いにくい製品や制度の普及に取り組むよう働きかけを行い、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

主な取組

事業者との連携による取組の推進（警察本部）

金融機関、コンビニエンスストア、錠前等の業種ごとに協議会を開催するなど、防犯に関する情報交換や対策を進めます。

乗物盗対策の推進（警察本部）

自動車、原付等の乗物盗対策として、サードナンバー()、グッドライダー防犯登録()、自転車防犯登録制度等の普及啓発を促進するとともに、イモビライザー()等の盗難対策として有効な製品等に関する情報の提供を行います。

防犯カメラの普及啓発（県民政策部・警察本部）【再掲】

公共空間に設置する防犯カメラの効果的事例を紹介するなど、その普及啓発に努めます。

また、防犯カメラは、防犯対策として有効な一方、プライバシーへの配慮などその適正な管理運用が求められることから、設置・管理者の参考となるガイドラインの策定を検討します。

優良防犯機器の普及促進（警察本部）【再掲】

防犯設備アドバイザー()と連携して、防犯教室、防犯設備展を開催するなど、防犯カメラや防犯ガラス・錠などの優良建物部品等の普及促進を図ります。

スーパー防犯灯の整備（警察本部）【再掲】

繁華街における防犯対策を推進するため、街頭緊急通報システムであるスーパー防犯灯()について、設置効果の適切な評価検証を行いつつ、青色誘導灯の付設を含めて計画的な整備に努めます。

(参考)

推進方策に示した主な取組と4つの留意点との関連(総括表)

「7つの行動」中再掲の取組は1回のみ計上

主な取組		留意点	地域の総合力の向上	人づくり	ネットワークづくり	活動環境の整備
地域安全まちづくり活動の支援	行動1 県民意識の高揚					
	地域安全まちづくり活動の普及啓発					
	消費者被害の未然防止のための普及啓発					
	各種広報媒体の活用と内容の充実					
	携帯電話等を活用したタイムリーな情報提供					
	防犯意識の普及啓発					
	防犯教室・講習会の開催					
	仲間づくりに役立つ情報の提供					
	【行動2再掲】					
	防犯教材の貸し出し					
	かぎかけ運動の推進					
	県民への被害者支援施策の周知と理解促進					
	民間による被害者援助活動の充実					
	被害者支援に関わる関係機関の連携					
	相談体制の充実					
	行動2 地域ぐるみの活動の促進					
	まちづくり防犯グループの結成・活動促進					
	地域住民による自主防犯活動の促進					
	地域安全安心ステーションモデル事業の推進					
	地域安全活動連携推進事業の展開					
	県民交流広場事業の展開					
	活動に必要な財政的基盤の充実					
	NPOと行政の協働事業の促進					
	関係機関・団体との防犯ネットワークの構築【行動6再掲】					
	地域のリーダーを養成する研修機会の提供					
	地域安全まちづくり推進員の設置					
	各種表彰制度の適切な運用					

主な取組	留意点	地域の総合力の向上	人づくり	ネットワークづくり	活動環境の整備	
子ども高齢者等の安全確保の支援	行動3 地域で取り組む見守り活動の推進					
	子どもの安全を確保するための指針の普及啓発					
	登下校時における子どもの見守り活動の推進					
	ひょうごハート・ブリッジ運動の推進					
	子育て応援ネットの推進					
	高齢者による子ども見守り活動の充実					
	ユニバーサル社会づくり実践モデル地区の推進					
	地域ぐるみの学校安全体制の整備					
	子どもを守る110番の家の効果的運用					
	子どもの安全を守る設備等の整備					
	青少年を守り育てる県民スクラム運動の実施【行動5・6再掲】					
	ひろば事業の実施					
	地域・家庭行事の普及					
	学校・家庭・地域連携のしくみの構築					
	子どもの居場所づくり推進事業の実施					
	少年サポートセンターの運営【行動4・5再掲】					
	高齢者の見守り活動の展開					
	高齢者を対象とした安全情報提供ネットワークの構築					
	防犯ブザーの貸し出し					
	児童虐待家庭に対する効果的な援助の実施					
	DV対策の推進					
	高齢者介護等に携わる人材の養成					
	児童生徒の安心づくりコーディネーターの配置					
	行動4 安全に関する対応能力の向上					
	ひょうごユースケアネットの運営					
	地域SNSを活用した相談・情報交換の場の提供					
	くらしの安全安心総合相談体制の充実					

主な取組		留意点	地域の総合力の向上	人づくり	ネットワークづくり	活動環境の整備	
子ども高齢者等の安全確保の支援	ひょうごっ子悩み相談センターの運営						
	こころの相談支援事業の実施						
	様々な課題から学校をサポートする応援体制の充実						
	各種相談窓口による対応						
	悪質商法等の被害防止対策の推進						
	子ども・高齢者の危機回避能力の向上						
	行動5 豊かなこころの育成						
	薬物の乱用防止対策の推進						
	少年非行総合対策「少年マナーアップ兵庫」活動の推進						
	改正青少年愛護条例の周知、運用						
	青少年補導センター活動の推進						
	青少年いきいき体験事業の展開						
	環境学習拠点施設の機能強化						
	県民運動による家族の絆を深める取組の展開						
	私学における社会体験活動推進事業の展開						
	地域わくわく陽だまり活動事業の展開						
	ひょうごっこグリーンガーデン推進事業の展開						
	グリーンサポートクラブ事業の展開						
	ひょうご「学びの農」推進作戦の展開						
	小学校低学年における体験型環境学習の推進						
	集団生活による若者の自立支援の推進						
	環境について考える多様な学習機会の提供						
	社会基盤を活用した環境学習機会の提供						
ひょうご環境教育実践推進事業の実施							
道徳教育実践推進アクションプランの実施							
発達段階に応じた子どもたちの豊かな心の育成							
情報モラル教育サポートプランの実施							

主な取組		留意点	地域の総合力の向上	人づくり	ネットワークづくり	活動環境の整備
防犯に配慮した施設の管理整備の支援	行動6 防犯に配慮した施設の管理等の取組					
	住宅及び住宅地の防犯指針の普及啓発【行動7再掲】					
	深夜営業店舗の防犯指針の普及啓発					
	事業所における防犯対策の推進					
	防犯カメラの普及啓発					
	不法投棄を許さない地域づくりの推進					
	県民とのパートナーシップによる維持管理の推進					
	県民まちなみ緑化事業の推進					
	防犯優良マンション供給の推進【行動7再掲】					
	優良防犯機器の普及促進【行動7再掲】					
	空地における景観への配慮					
	商店街等における共同施設の整備					
	屋外広告物対策の推進					
	官民協働によるまちの再生					
	改正迷惑防止条例の周知、運用					
	スーパー防犯灯の整備					
	行動7 防犯に配慮した基盤の整備					
	道路・公園・駐車（輪）場の防犯指針の普及啓発					
	防犯灯整備の啓発					
	防犯まちづくりの推進					
事業者との連携による取組の推進						
乗物盗対策の推進						

(参考)

数 値 目 標 (総 括 表)

項 目	目 標		
成果指標 (アウトカム指標)			
刑法犯認知件数の減少 (P 8)	H21までの今後3年間で、刑法犯認知件数を20%減少		
活動指標 (アウトプット指標)			
1 地域安全まちづくり活動の支援			
防犯活動通信の発行部数 (P 11)	(H17)	2,300部	(H20) 10,000部
まちづくり防犯グループの結成数 (P 14)	(H17)	1,466団体	(H19) 2,700団体
地域安全活動連携推進事業によるネットワーク数 (P 14)	(H17)		(H19) 830ネットワーク
地域づくり活動応援事業累計助成対象件数 (P 15)	(H17)	1,450団体	(H21) 3,390団体
地域安全まちづくり推進員委嘱者数 (P 16)	(H17)		(H19) 2,500人
2 子ども、高齢者等の安全確保の支援			
子育てネットワーク数 (P 18)	(H17)	730ネットワーク	(H19) 817ネットワーク
青少年育成スクラム加盟店数 (P 19、26)	(H17)	98,023店	(H21) 100,000店
子どもの冒険ひろば数 (P 20)	(H17)	200カ所	(H19) 360カ所
若者ゆうゆう広場数 (P 20)	(H17)	30カ所	(H20) 60カ所
P T C A 地域研究大会延参加者数 (P 20)	(H17)	20,000人	(H21) 100,000人
地域教育推進会議延参加者数 (P 20)	(H17)	5,000人	(H20) 25,000人
民生委員等による高齢者の1人当り見守り活動日数 (P 21)	(H17)	125日	(H19) 135日
D V 被害者の緊急一時保護委託施設数 (P 22)	(H17)	14施設	(H20) 20施設
「子どもを守る110番の家(店)」の周知を図るためのウォーク・ラリーの小学校全クラス実施率 (P 25)	(H17)	82.9%	(H21) 100%
全小学校における体験型環境学習の実施率 (P 28)	(H17)		(H21) 100%
3 防犯に配慮した施設の管理・整備の支援			
防犯責任者設置事業所数 (P 31)	(H17)		(H21)5,000事業所
ひょうごアドプトによる住民活動区間延長 (P 31)	(H17)	90km	(H21) 135km
防犯優良マンションの認定件数 (P 32、35)	(H17)		(H21) 150件
青少年育成スクラム加盟店数【再掲】 (P 33)	(H17)	98,023店	(H21) 100,000店
違反広告物はがし隊結成団体数 (P 33)	(H17)	50団体	(H21) 100団体

第4 推進体制

1 ひょうご防犯まちづくり推進協議会の運営

平成17年3月に民間主導で設立された協議会組織で、県民ぐるみで防犯活動を展開するための推進母体として、地域ぐるみで安全を確保する活動や子どもを犯罪から守る活動、犯罪の起こりにくいまちをつくる活動等を推進しています。

構成団体 (会員)	地域活動団体(自治会、婦人会、子ども会等の県域団体)、学校・青少年関係団体、報道、防犯活動団体、犯罪被害者支援団体、防犯関係事業者団体、行政、警察 計104団体
代表者	会長 井戸 敏 三(兵庫県知事)
設 立	平成17年3月8日(設立総会開催)
事 務 局	兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

2 地域協働推進本部地域防犯部会の運営

県民の自発的で自律的な地域安全まちづくり活動の一体的支援を目指す庁内推進組織である「地域協働推進本部」(本部長:知事)内に設置された部会の一つで、地域安全まちづくり条例に基づく施策の横断的、総合的な展開を図ります。

構 成	知事部局、教育委員会、警察本部の関係26課室で構成
部 会 長	兵庫県県民政策部地域協働局長
事 務 局	兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課

3 市町防犯担当課長会議の運営

県民が主体となった地域安全まちづくり活動を効果的に支援するため、市町防犯担当課長会議を開催し、犯罪・防犯情報の共有化、技術的助言を行うとともに、地域の実情に応じた支援方策のあり方等について検討を行います。

構 成	県及び29市12町の防犯担当課長で構成
事 務 局	兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課

4 兵庫県被害者支援連絡協議会の運営

被害者支援に関する関係機関・団体間の相互協力と緊密な連携を図り、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を効果的に推進していきます。

構 成	兵庫県弁護士会などの民間団体、神戸地方検察庁など国、神戸市、県 の関係機関で構成
部 会 長	兵庫県警察本部長
事 務 局	兵庫県警察本部警務部警務課、兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課

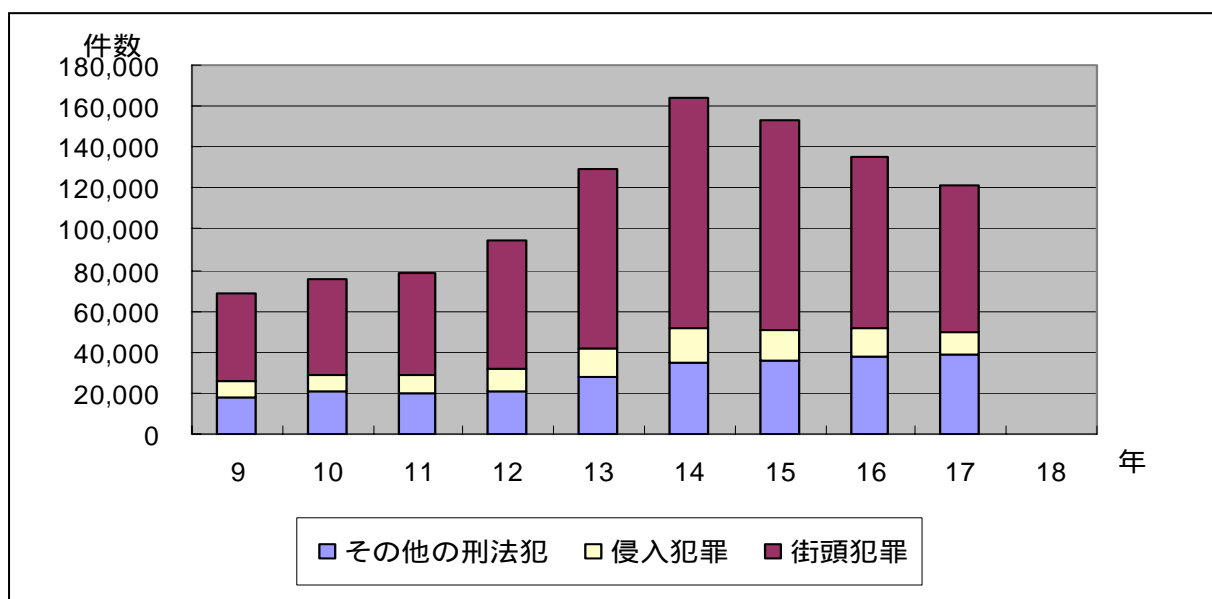
第5 参考資料

参考1 県内の犯罪情勢

(1) 刑法犯認知状況

兵庫県内における刑法犯認知件数は、平成8年以降急増し、平成14年には、戦後最多となる16万4千件を記録した。その後、減少傾向にあるが、平成18年は 万 千件で、10年前（平成8年）の約 倍と依然として高水準にある。とりわけ、県民生活に身近なところで発生するひったくりなどの「街頭犯罪」や空き巣などの「侵入犯罪」が全体の約7割を占めている。

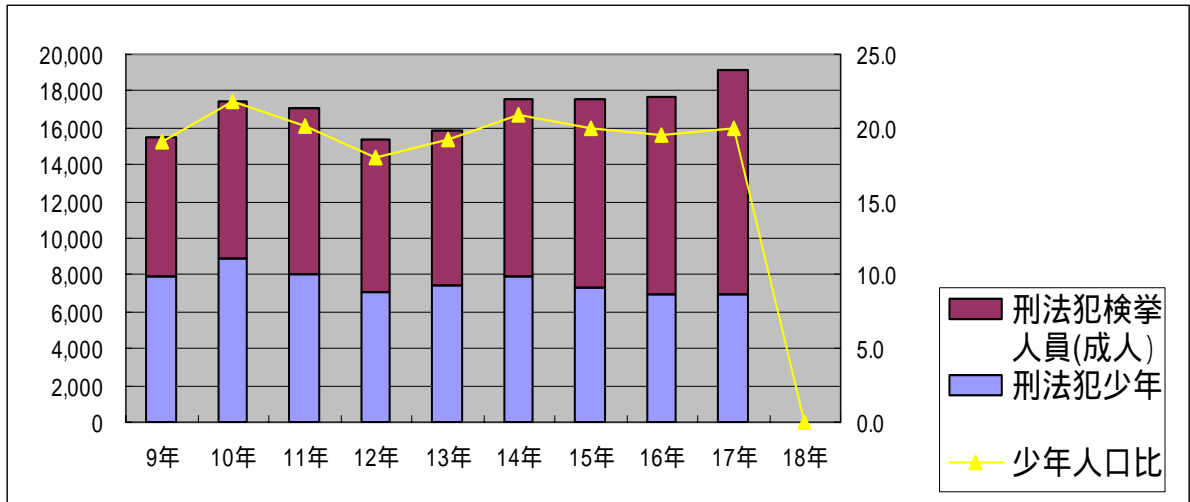
	平成8年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
刑法犯認知件数	64,635	164,445	153,080	135,119	121,539	
指数(平成8年=100)	100	254	237	209	188	
街頭・侵入犯罪の割合	77.3%	77.3%	75.4%	71.0%	68.2%	



(2) 少年犯罪の増加

平成18年中の刑法犯少年は、 人で、前年と比較して % するなど、依然として高水準で推移しており、全刑法犯検挙人員(人)の %を占めている。とりわけ、街頭・侵入犯罪の検挙人員の7割近くを少年が占めている。

また、刑法犯少年に占める万引き、自転車盗等の初発型非行も %となっており、ごく普通と見られる少年が罪の意識を感じずに犯罪に手を染める傾向がうかがわれる。



参考2 第10回県民意識調査結果（抜粋）

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

本調査は、県民の価値観や行動志向、行政への評価・要望など、県民生活の基本的な意識の経年変化を大きな潮流として捉えることにより、政策形成、施策運営の基礎資料を得るため、年次テーマを「地域を舞台にした県民主体の地域づくり」とし、地域ぐるみ安全対策事業等の県民主体の地域づくり手法をめぐる県民の意識やニーズ、参加意欲等を調査したものである。

イ 調査年月日

平成16年11月中旬～12月中旬の約1ヶ月間

ウ 発表

平成17年4月

(2) 地域の安全に関する調査結果のまとめ

犯罪被害への『不安』は70.2%と7割に及ぶ。

「自分が被害にあった」「家族が被害にあった」とともに乗り物盗が最も多い。「近所の人が被害にあった」は空き巣が最も多い。

地域の安全・安心確保に不十分なものとして、「防犯灯・防犯カメラの設置（54.5%）」に続き、「地域の見回りの強化」「地域の犯罪・防犯情報の提供」があげられている。

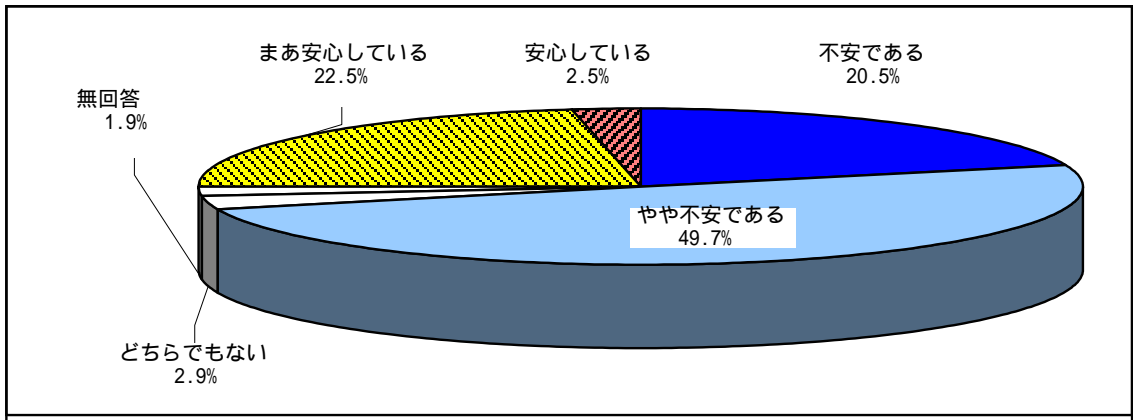
地域の安全・安心確保のため、以前からしているのは「声かけ(あいさつ)運動」であり、今後してみたいのは「地域の犯罪・防犯情報の提供」となっている。

(3) 地域の安全に関する調査結果

ア 犯罪被害に対する不安

居住地域において、犯罪被害に遭うのではないかという不安感を感じている人は、「不安である」は20.5%と5人に1人に相当し、「やや不安である」は49.7%と半数に及び、両者を合わせた『不安』は70.2%と7割を占めている。

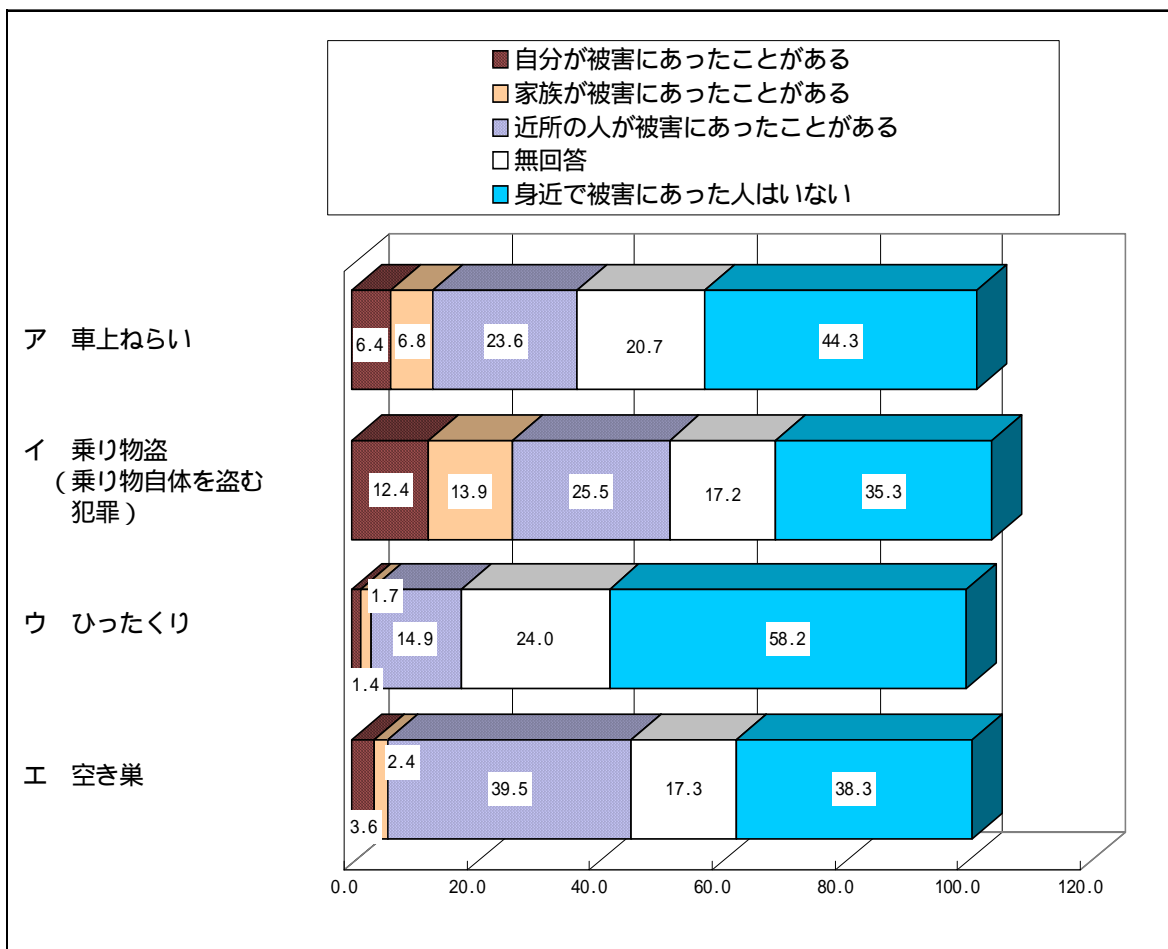
一方、「まあ安心している」は22.5%、「安心している」は2.5%で、両者を合わせた『安心』は25.0%と4人に1人の割合である。



イ 自分の身近で犯罪被害にあった経験

過去5年間に居住地域で、街頭犯罪や侵入犯罪などの被害に遭った人の中で、乗り物盗が12.4%と最も多く、また、家族が被害に遭った人も乗り物盗が13.9%と最も多い。

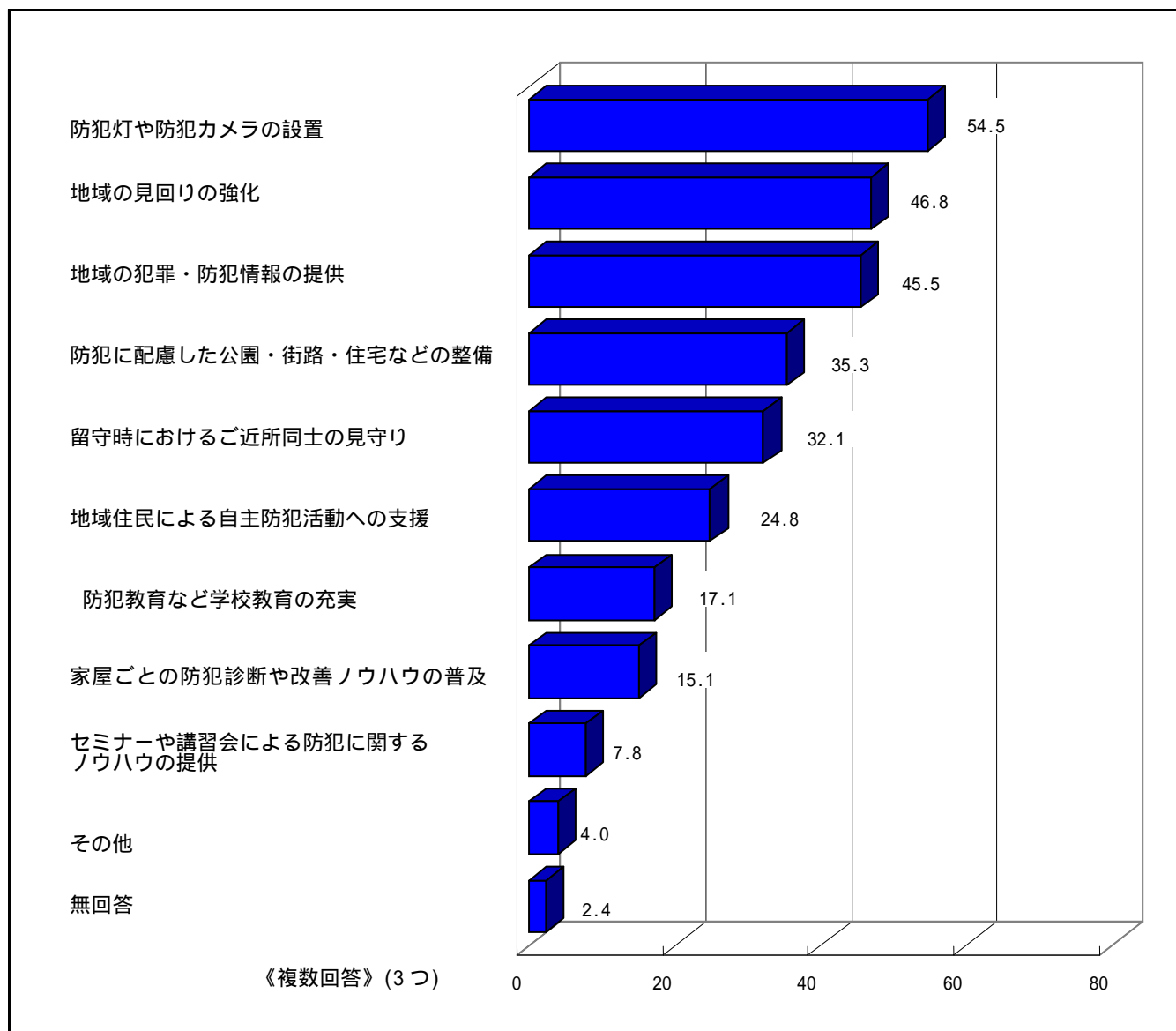
一方、近所の方が被害にあったことがあるのは空き巣が39.5%と最も多い。



ウ 地域の安全・安心確保に向けて不十分な点

地域の安全・安心を確保するために、現状では、特にどのような点が不十分か、

3つあげてもらくと、「防犯灯や防犯カメラの設置」が54.5%と最も多く、次いで、「地域の見回りの強化」(46.8%)、「地域の犯罪・防犯情報の提供」(45.5%)が続き、以下、「防犯に配慮した公園・街路・住宅などの整備」(35.3%)、「留守時におけるご近所同士の見守り」(32.1%)、「地域住民による自主防犯活動への支援」(24.8%)となっている。



エ 地域の安全・安心確保のための取組

地域の安全・安心を確保するために、現在取り組んでいることや今後取り組んでみたいことについて、防犯パトロール、通学路の監視による子どもの見守り活動など7項目について聞くと、「以前からしている」こととしては、声かけ(あいさつ)運動が41.3%と最も多く、次いで門灯の一晩中の点灯の34.4%となっている。

一方、「今後してみたい」こととしては、地域の犯罪・防犯情報の提供が44.4%と最も多く、次いで防犯セミナー・講習会への参加が41.9%と続いている。

参考3 「犯罪機会論」に基づく防犯対策

犯罪の発生を防ぐためには、犯罪を企てようとする者に対して、犯行に都合の悪い状況をつくり出し、その行為を断念させることが効果的といわれており、こうした考え方を「犯罪機会論」という。

従来、欧米諸国では、犯罪者が犯行に及んだ原因を究明し、その原因を取り除くことにより犯罪を防止していこうとする「犯罪原因論」による対策が行われていたが、こうした取組では犯罪を減少させることができなかったことから、1980年代に入り、犯罪性が低い者でも犯罪の機会があれば犯罪を実行し、犯罪性が高い者でも犯罪機会がなければ犯罪を実行しないという「機会なければ犯罪なし」という「犯罪機会論」が提唱されるようになった。

つまり、犯行に都合の悪い状況を作り出し、犯罪を断念させることが犯罪抑止に効果的であるという考え方である。

なお、犯罪機会論に基づく防犯対策のうち、ソフト的手法が、住民、団体、警察などによる「パトロール等の活動」であり、ハード的手法が、防犯に配慮した建物や街路等の物理的環境の設計による犯罪予防である「防犯環境設計」(CPTED(セプテッド: Crime Prevention through Environmental Design))である。

(参考:「防犯環境設計」の4原則)

対象物の強化

犯罪の被害対象になることを回避するため、犯罪の誘発要因を除去するとともに、対象物を強化する。

(具体例)

- ・ 建物に侵入しにくいように頑丈な錠や窓ガラス等を使う
- ・ 器物破損の被害を回避するために強固な材料を使用する

接近の制御

犯罪者の侵入経路を制御し、物理的・心理的に犯行機会を断念、減少させる。

(具体例)

- ・ 建物の窓等、侵入口に接近できないよう侵入足場を取り除く
- ・ 通過車両が住宅地の中を通り抜けられないようにする

監視性の確保

周囲からの見通しを確保して、犯罪企図者が近づきにくい環境を創出する。

(具体例)

- ・ 窃盗等を防ぐために外部から店舗内の見通しをよくする
- ・ 園内の犯罪を予防するために、住棟の側面に窓をつける

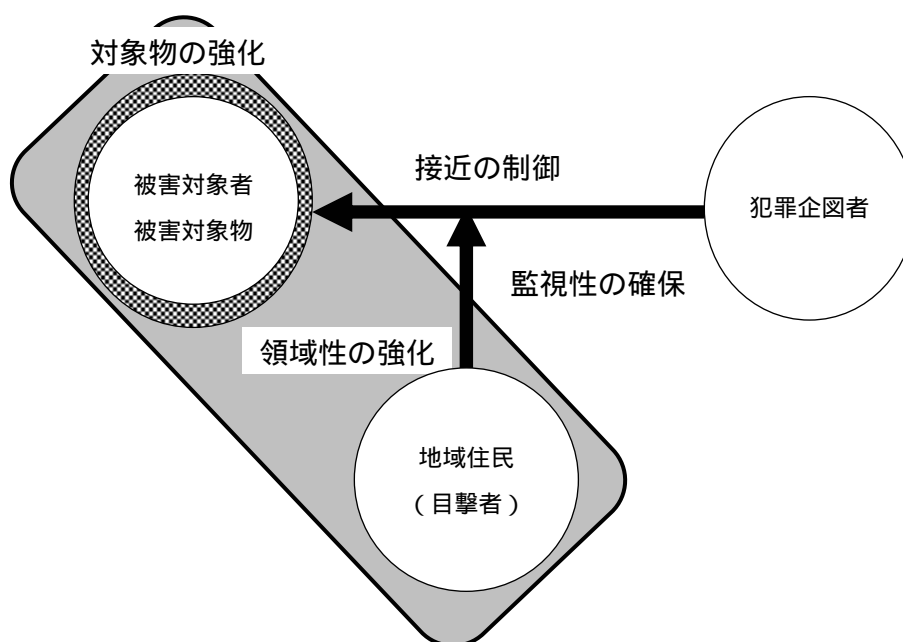
領域性の強化

居住者が「わがまち意識」を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動を活発に行い、犯罪の起こりにくい領域を確保する取組が大切です。

(具体例)

- ・ コミュニティ活動により部外者が侵入しにくい環境をつくる
- ・ 住宅やその周辺の維持管理活動を向上させる

米防犯環境設計の4原則のイメージ



参考4 地域安全まちづくり条例（全文）

地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 地域安全まちづくり活動（第7条 - 第10条）

第3章 地域安全まちづくり活動への支援（第11条 - 第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現は、すべての県民の願いであり、私たちの生活は、安全で安心な地域社会という基盤の上に営まれなければならない。

しかしながら、近年、様々な社会情勢の変化を背景として、街頭、住居等の県民生活に身近なところで発生する犯罪が多発しており、こうした状況を踏まえ、これまで行われてきた防犯協会等のボランティア団体による取組に加え、地域の安全は住民自らの力で確保しようとする県民の主体的な意思に基づく取組が各地で展開されつつある。

兵庫県では、これまでも様々な県民運動を提唱し、県民による多様な地域づくり活動を支援してきたほか、安全で安心な都市基盤の整備に努めるなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

また、阪神・淡路大震災においては、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等が相互に助け合い、連携する豊かな地域社会こそが、安全で安心な県民生活を支えていることを改めて認識した。

これらの貴重な経験や活動を踏まえ、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、人と人、人と地域のきずなを一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしの実現に向けた活動に取り組んでいく必要がある。

ここに、私たちは、地域社会を構成する様々な主体の相互の連携による活動を通じて安全で安心な兵庫を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（基本理念）

第1条 県民が自らの生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成（以下「地域安全まちづくり」という。）は、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者（以下「県民等」という。）が、地域社会において相互に連携し、犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）に取り組むことにより、推進されなければならない。

（県民の役割）

第2条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、一人ひとりが日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、子どもが他者への思いやりの心をはぐくみ、社会の一員としての規範意識を持って生活を営むことができるよう、子どもに対し、自ら模範となる行動を示すとともに、家庭、地域社会及び学校、児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設（以下「学校等」という。）において、その健全育成に努めるものとする。

3 県民は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(地縁団体等の役割)

第3条 地縁団体、ボランティア団体その他の団体(以下「地縁団体等」という。)は、基本理念にのっとり、地域社会の安全を確保する観点から、地域安全まちづくり活動を企画し、県民及び事業者の参画を得て、推進するよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、基本理念にのっとり、必要に応じて、地域安全まちづくり活動に取り組む県民及び事業者に対する助言等を行うよう努めるものとする。

3 地縁団体等は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、自ら及び県民等の安全が確保されるよう努めるとともに、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域社会に貢献する観点から、地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町が実施する地域安全まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第5条 県は、基本理念にのっとり、地域安全まちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域安全まちづくりに関する市町の施策を尊重するとともに、市町に対する情報の提供、技術的助言その他の支援に努めるものとする。

3 県は、地域安全まちづくりが県民の自発的かつ自律的な意思に基づき行われるべきものであることにかんがみ、これが地域の多様性及び県民の多様な価値観を尊重して推進されるよう配慮するものとする。

(県民等、県及び市町の相互の連携)

第6条 県民等及び県は、地域安全まちづくりの推進に当たっては、第2条から前条までに規定するそれぞれの役割又は責務を踏まえ、相互に連携するよう努めるものとする。

2 県及び市町は、地域安全まちづくりに関する施策の実施に当たっては、相互に連携し、当該施策が効果的に実施されるよう努めるものとする。

3 県民等、県及び市町は、相互に連携して、地域安全まちづくりの総合的な推進を図るための体制を整備するものとする。

第2章 地域安全まちづくり活動

(地域安全まちづくり活動)

第7条 県民は、相互に連携し、地域の実情に応じて、防犯に関する知識及び技術の習得、建物、車両等の適正な管理、地域内の巡回その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

2 地縁団体等は、次に掲げる活動その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(1) 県民相互又は県民と事業者との連携による取組を促進するための地域安全まちづくり活動に関する企画及び地域安全まちづくり活動への参画の促進

(2) 講習会の開催等による県民及び事業者に対する防犯意識の啓発、防犯に関する情報の提供並びに知識及び技術の普及

3 事業者は、従業員に対する防犯に関する知識及び技術の普及等の教育、建物、車両等の適正な管理その他の地域安全まちづくり活動に取り組むよう努めるものとする。

(子ども、高齢者等の安全確保)

第8条 子どもの保護者、地縁団体等及び学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校の設置者等」という。）は、次に掲げる活動に取り組むよう努めなければならない。

- (1) 学校等及び通学又は通園の用に供される道路並びに子どもが利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における巡回活動その他の子どもの安全を確保するための活動
- (2) 子どもが自身の安全を確保することができるようにするための教育
- (3) 子どもの他者への思いやりと規範意識をはぐくむ教育

2 学校の設置者等及び通学路等を設置し、又は管理する者は、その施設における防犯のための設備の設置その他の子どもの安全を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地縁団体等は、高齢者、障害者、女性その他の犯罪による被害の防止のために配慮を要すると認められる者（以下「高齢者等」という。）の安全を確保するため、高齢者等及びその関係者に対し、防犯に関する知識及び技術の普及並びに意識の醸成に努めなければならない。

（防犯に配慮した施設の管理等の取組）

第9条 住宅、店舗その他の施設（以下「住宅等」という。）を所有し、又は管理する者は、当該住宅等の構造、設備、管理の方法等を当該住宅等及びその周辺における犯罪の防止に配慮したものとするよう努めなければならない。

2 空地进行を所有し、又は管理する者は、当該空地进行を犯罪の防止に配慮して適切に管理するよう努めなければならない。

3 事業者は、事業所ごとに、防犯のための設備の維持及び管理、従業者に対する防犯に関する指導その他事業所における犯罪を防止するための活動を行う者として、防犯責任者を置くよう努めなければならない。

4 深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において物品販売業その他の営業を営む者は、当該営業に係る店舗（以下「深夜営業店舗」という。）への防犯のための設備の設置、深夜における従業者の勤務体制の整備その他の措置を講ずることにより、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪の防止に配慮するよう努めなければならない。

5 飲食店、小売店舗その他の店舗の集積する区域（以下「繁華街」という。）において、店舗、駐車場その他の施設を所有し、若しくは管理する者又は事業を行う者は、地縁団体等、県及び市町と協働して、当該繁華街において、違法な広告物の掲示、建物等に対する落書き、違法な駐車等の犯罪を誘発するおそれがある環境の浄化の推進に努めなければならない。

（防犯に配慮した基盤の整備）

第10条 住宅又は住宅団地を整備しようとする者は、当該住宅又は住宅団地を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めなければならない。

2 道路、公園、駐車場その他の施設（以下「道路等」という。）を設置し、又は管理する者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするよう努めなければならない。

3 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、当該自動車等の盗難その他の犯罪を防止するための制度、装置その他の措置の普及に努めなければならない。

第3章 地域安全まちづくり活動への支援

（地域安全まちづくり活動への支援）

第11条 県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。
- (2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

- (3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。
- (4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。
- (5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策

2 知事、教育委員会及び公安委員会は、前項の施策を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図るものとする。

(推進計画の策定)

第12条 知事は、前条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する地域安全まちづくり審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(指針の策定)

第13条 知事は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる指針を策定するものとする。

- (1) 第8条第1項第1号及び第2項に規定する子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針
- (2) 第9条第1項及び第10条第1項に規定する犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅団地の構造、設備等に関する指針
- (3) 第9条第4項に規定する犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針
- (4) 第10条第2項に規定する犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の指針について準用する。

(地域安全まちづくり推進員の設置)

第14条 知事は、地域安全まちづくり活動に取り組む県民の中から、地域安全まちづくり推進員（以下「推進員」という。）を委嘱するものとする。

2 推進員は、県民等による地域安全まちづくり活動の推進を図るため、率先して地域安全まちづくり活動に取り組むほか、県民等、県及び関係機関の連携及び協働に関する調整を行うものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第15条 県は、国及び犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。）による被害を受けた者等（以下「犯罪被害者等」という。）を支援する活動を行う機関又は団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の犯罪被害者等に対する支援に努めるものとする。

(その他の地域安全まちづくり施策)

第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、県は、地域安全まちづくりに関する県民の意識の啓発、防犯に配慮した公共施設の整備その他の地域安全まちづくり施策を実施するものとする。

第4章 雑則

(補則)

第17条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事、教育委員会及び公安委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

(省略)

参考5 地域安全まちづくり審議会の構成及び審議経過

(1) 地域安全まちづくり審議会委員名簿

氏名	役職名	企画部会	備考
足立理秋	兵庫県町村会会長（神河町長）		
池田志朗	兵庫県経営者協会会長		
井上真理子	京都女子大学現代社会学部教授		会長代理
岡修一	兵庫県小学校長会会長		
木谷和宏	特定非営利活動法人日本ガバナンス・インテリジェンス理事		
國松孝次	財団法人犯罪被害救援基金常務理事		
齋藤悦子	西宮市六軒自治会会長		
坂本津留代	神戸市西区井吹台自治会連合会会長		
白川武夫	兵庫県連合自治会会長		
瀬渡章子	奈良女子大学生生活環境学部教授		
高田光雄	京都大学大学院工学研究科教授		
林春男	京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授		
細谷豊司	芦屋市浜町自治会代表		
村井佐和子	神戸地域教育推進会議副会長		
矢田立郎	兵庫県市長会会長（神戸市長）		
山下淳	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授		会長
山田康子	弁護士		
計	17名	6名	

(2) 諮問

諮問第17号

地域安全まちづくり審議会

推進計画及び指針について（諮問）

地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）第12条第1項及び第13条第1項の規定に基づき、地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進計画及び地域安全まちづくり活動を支援するための指針を定めたいので、同条例第12条第2項及び第13条第2項の規定により諮問します。

平成18年5月26日

兵庫県知事 井戸敏三

(3) 審議体制

区 分	役 割	開催回数
地域安全まちづくり審議会 (全体会)	地域安全まちづくり条例に基づき設置する附属機関で、推進計画及び指針の決定又は変更、その他地域安全まちづくりに関する重要事項について審議する。	3回
企画部会	審議会の所掌事務を分掌し、技術的・専門的な審議を機動的に行うために設置した部会	4回

(4) 審議経過

開 催 日	区 分	審 議 の 内 容
平成18年5月26日(金) 14:30～16:30	第1回 全体会	・会長の選任について ・審議会の運営について ・諮問(推進計画及び指針について)
平成18年6月20日(火) 10:00～12:00	第1回 企画部会	・指針の概要について ・指針骨子素案について
平成18年7月19日(水) 19:00～21:00	第2回 企画部会	・指針の概要について ・指針骨子案について
平成18年8月11日(金) 18:30～20:30	第3回 企画部会	・指針骨子案について ・推進計画骨子素案について
平成18年10月6日(金) 15:00～17:00	第2回 全体会	・推進計画及び指針(中間報告案)について
平成18年12月18日(月) 15:00～17:00	第4回 企画部会	・推進計画案について
平成19年1月26日(金) 15:00～17:00	第3回 全体会	・答申案について

参考6 用語解説

青色防犯パトロール

自動車にいわゆる青色回転灯を装着して防犯パトロールを行うこと。

県・市町・地域安全活動を目的に設立された法人など、一定の要件を有する者について、県警察が適当と証明した場合は、自動車に道路運送車両法の保安基準に適合した青色回転灯を装備して、防犯パトロールを行うことができる。

平成18年12月15日現在で、県内で50団体158台が青色防犯パトロールを実施している。

イモビライザー

電子的な照合システムによって、専用のキー以外では自動車のエンジンが始動できない盗難防止システムのこと。

A D H D

多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害の一つ。

グッドライダー・防犯登録

全二輪車を対象とする防犯登録制度のこと。盗難の防止及び被害発生後の早期回復を目的に導入されたもので、兵庫県二輪車安全普及協会が主体となり、平成10年11月から登録を開始している。

警察署による情報配信システム

33警察署において、それぞれ独自に構築したメールを利用した犯罪情報の配信システム。県内全域の情報を配信する県警本部のひょうご防犯ネットと比較して、地域に密着したよりきめ細かい情報を発信している。

高校生地域貢献事業トライやる・ワーク

全県立高等学校の1年生を対象に、地域社会の一員としての自覚と態度を養うため、クラス・グループ単位で地域社会に貢献する活動を実施する事業。

子どもを守る110番の家

子どもが誘拐、暴力、痴漢など、何らかの被害に遭い又は遭いそうになって助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭に連絡するなど、地域ぐるみで子どもの安全を守るための子どもの緊急避難場所をいう。

サードナンバー

自動車の盗難予防とナンバーの偽・変造防止対策として、(財)大阪陸運協会が全国に先駆けて平成15年2月から実施した制度。

リヤウインドーの内側にナンバープレートと同じ登録番号を表示したステッカーを貼付することにより、窃盗犯人がナンバーを取り替えてもサードナンバーと異なるため、不正発見が容易となる。

なお、サードナンバーは、本来のナンバープレート(前後)に次ぐ第3のナンバーという意味で名付けられた。

自然学校

全公立小学校5年生を対象に、5泊6日の日程で、豊かな自然の中で様々な活動を実施することで、心身ともに調和の取れた子どもの育成を図ろうとする事業。

情報モラル教育

子どもたちがインターネットを利用する上において求められるルールやマナーを身につけ、

安全な環境で、主体的に情報に接する態度を育成しようとする教育をいう。

スーパー防犯灯

事件、事故の発生時に緊急通報ボタンを押すことによって赤色回転灯が点灯し、非常ベルが鳴って周囲に緊急事態を知らせるとともに、インターホンにより警察官との通話が可能になる。また、防犯カメラが設置されていることから、現場周辺における犯罪等の発生状況を確認することも可能となる。

地域に学ぶトライやる・ウィーク

全公立中学校2年生を対象に、地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した1週間の様々な体験活動を通して「生きる力」の育成を図ろうとする事業。

特定非営利活動法人（NPO法人）

行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。こうした組織に法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が平成10年に成立。福祉、まちづくり、環境、地域安全など、様々な分野で活動を行っている。

日本司法支援センター

平成18年10月に業務を開始した法的トラブルの解決に役立つ情報提供を行う機関。通称「法テラス」。兵庫県内には神戸市に兵庫地方事務所が、尼崎市と姫路市に支部がある。神戸では週2回、犯罪被害者の担当相談員が置かれている。

人間サイズのまちづくり賞

まちづくり基本条例に基づく表彰制度。安全、安心、魅力あるまちづくりの推進に寄与する優れた建築物や顕著な功績のあった活動団体等を表彰するもの。

犯罪被害者等給付金

故意による犯罪行為（殺人や傷害など）により、死亡した被害者の遺族や身体に重い障害を残した被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づいて、国が給付金を支給する制度。

ひょうごアドプト

アドプト制度は、1985年にアメリカテキサス州で道路に散乱するごみ対策として始められた。道路等の公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、地域住民、企業等が「里親」となり、「養子」となった施設を保守管理していく仕組み。

ひょうご地域安全まちづくり活動賞

先駆的な地域安全まちづくり活動に取り組んだ者、永年地域安全まちづくり活動を継続している者等を表彰するもの。

ひょうご県民ボランティア活動賞

県民ボランティア活動を継続し、こころ豊かな地域コミュニティづくり等に貢献のあった個人・団体を表彰するもの。

ひょうご防犯ネット

子どもが被害者となる事件や事故等の身近な情報をパソコン、携帯電話のメール機能により配信するシステムである。

なお、携帯電話やパソコンの操作に不慣れな高齢者など幅広い層に利用してもらうため、ケーブルテレビへの配信を開始するなど、使いやすさにも配慮している。

防犯設備アドバイザー

(社)日本防犯設備協会の防犯設備士登録者で、NPO法人兵庫県防犯設備協会理事長と兵庫

県警察本部生活安全部長との連名により、委嘱された者をいう。

防犯設備アドバイザーは、金融機関・コンビニエンスストアなど、犯罪に遭いやすい店舗やビル・住宅等の設備の防犯診断や防犯指導等を行う。

まちづくり防犯グループ

平成16～19年度にかけて、兵庫県が進めている地域の自主防犯組織。自治会（町内会）、防犯協会、PTA、婦人会などの防犯活動を行っている団体で構成される。

平成19年1月5日現在で1,919グループが結成され、県内全自治会の約72%（7,467自治会）が参加し、防犯パトロールや子どもの登下校時の見守り、防犯研修会開催など、多様な活動を行っている。

よい子ネット・ようちえんネット

よい子ネットは平成16年5月から兵庫県保育協会が、ようちえんネットは平成16年11月から兵庫県私立幼稚園協会が、運用を開始した情報配信システム。

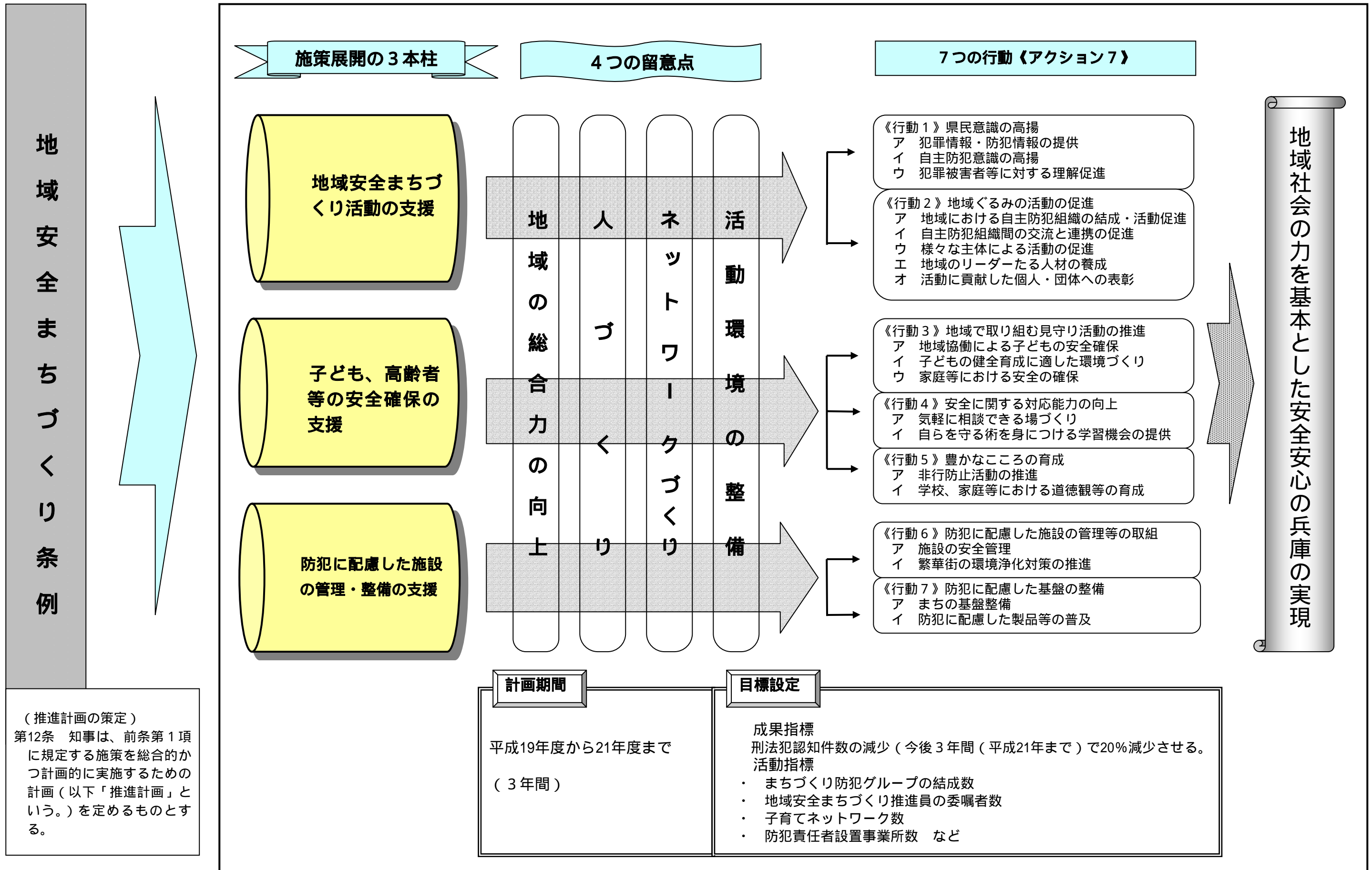
ともに保護者に対して、声かけ事案や防犯情報を発信しており、兵庫県警察本部ではこれらのシステムと連携して、様々な情報発信を行っている。

割れ窓理論

軽微な犯罪も徹底的に取り締まることで凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止できるとする理論。アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリングが考案し、ニューヨーク市のジュリアーニ市長がこの理論を応用した治安対策に効果を発揮して広く知られるようになった。

建物やビルの窓ガラスが割られてそのまま放置しておくと、その建物は管理されていないと認識され、割られる窓ガラスが増える。建物やビル全体が荒廃し、それはさらに地域全体が荒れていくというもの。「ブロークン・ウィンドウ理論」、「破れ窓理論」ともいう。

地域安全まちづくり推進計画の構成



(案)

平成 年 月 日

兵庫県知事 井戸敏三様

地域安全まちづくり審議会
会長 山下 淳

推進計画及び指針について(答申)

平成18年5月26日付け諮問第17号で諮問のあった標記のことについて、別紙「地域安全まちづくり条例に基づく推進計画及び指針について」のとおり答申します。

(別紙)

地域安全まちづくり条例に基づく推進計画及び指針について

(案)

平成19年 月

地域安全まちづくり審議会

はじめに

豊かな自然と多彩な文化に育まれた兵庫県では、県民の創造的な活力を源泉に、県下各地で地域社会の共同利益の実現をめざす多彩な活動が綿々と営まれ、こうした活動を通じて特色のある地域性が形成されてきました。

こうした多様な地域性のもとに開花した地域づくり活動の有効性は、阪神・淡路大震災において再確認され、地域の多様な主体が助け合い、連携する豊かな地域社会こそが、安全で安心な県民生活を支えていることを改めて認識したところです。

近年、私たちの生活に身近なところで犯罪が増加し、また、公共空間における悪質な落書きやゴミの不法投棄などが社会問題になるなど、私たちの安全で快適な暮らしが阻害されるような状況が見られるようになってきています。

こうした状況に対応して、地域の安全は地域自らが確保しようと、県下各地で数多くの防犯グループなど県民の皆さんによる活動が展開されており、こうした活動を通じて、犯罪の減少はもちろん、地域社会のきずなが強まるなどの成果も得られつつあります。

兵庫県では、このような活動(地域安全まちづくり活動)を持続可能なものとして継続、発展させることを通じて「安全で安心な兵庫の実現」を図るため、地域安全まちづくり条例を制定し、平成18年4月1日から施行したところです。

この条例では、県の支援施策を総合的・計画的に実施するための「推進計画」の策定と県民の皆さんが具体の地域安全まちづくり活動に取り組む際のガイドラインとなる「指針」を策定することが盛り込まれ、これらのあり方について、当審議会に諮問がなされました。

当審議会においては、県民の皆さんに実施可能な活動から始めていただくことが重要であるとの判断から「指針」についての議論を先行し、そのあり方について、平成19年1月に中間報告としてとりまとめました。これを受けて、県においては、いち早く4つの「指針」を策定されていますが、できるだけ早くこれらの指針を県民の皆さんに周知いただきたいと思います。

以上のことから、今回取りまとめた答申は、残された課題である「推進計画」のあり方についてとりまとめたものとなっています。県当局におかれては、この答申の内容を十分に尊重いただき、「指針」に基づいて、地域の実情に応じた多彩な活動に取り組んでいる県民の皆さんを総合的・計画的に支援するための「推進計画」を早急に策定されることを願ってやみません。

1 推進計画の考え方

(1) 位置付け

地域安全まちづくり条例第12条に基づき、県民等（県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他の団体及び事業者）による犯罪の防止その他安全で快適な暮らしを実現するための活動（地域安全まちづくり活動）に対する県の支援施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。

【地域安全まちづくり条例（抜粋）】

（地域安全まちづくり活動への支援）

第11条 県は、地域安全まちづくり活動を支援するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 地域安全まちづくり活動に必要な情報を提供し、及び地域安全まちづくり活動に関する相談に応ずること。
- (2) 地域安全まちづくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。
- (3) 地域安全まちづくり活動に必要な技術的助言を行うこと。
- (4) 地域安全まちづくり活動を支える人材の確保及び資金の調達を支援すること。
- (5) 地域安全まちづくり活動に関して著しい功績があった者を表彰すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域安全まちづくり活動を支援するために必要な施策

2 （省略）

（推進計画の策定）

第12条 知事は、前条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

（以下省略）

(2) 性格

ア 県の支援施策に関する総合的な計画

知事部局をはじめ、教育委員会、警察が実施する地域安全まちづくり活動支援施策を総合的・横断的にとりまとめました。

イ 中長期にわたる計画

県の支援施策を計画的に実施するため、中長期にわたる計画期間を設定しました。

ウ 支援施策を実施するための計画

指針や方針ではなく、具体的な支援施策を効果的・効率的に実施する内容としました。

(3) 特徴

ア 施策の体系化

計画に盛り込む施策については、地域安全まちづくり条例第2章各条に掲げる「地域安全まちづくり活動」に基づいて、「3本の柱」として体系化しました。さらに、これらの条文に盛り込まれた具体的内容を踏まえ、「7つの行動」として細分化し、それぞれに取組の方向と具体的施策を掲げました。

イ 施策展開に当たっての留意点

すべての支援施策を実施していく上で特に配慮すべき事項として、「4つの留意点」を定めました。

ウ 目標設定

地域安全まちづくり活動に対する県の具体的な支援施策を計画的に実施するため、県として実施すべき活動指標（アウトプット指標）をそれぞれの施策に可能な限り盛り込み、計画全体の基本目標や達成度を明らかにするための成果指標（アウトカム指標）を設定しました。

エ 評価・検証

活動指標の達成状況及び事業の進捗状況を確認するため、毎年度の確な評価・検証を行い、次年度の施策に反映するほか、計画期間満了後には成果指標の達成状況の検証を行うことを明確にしました。

(4) 計画期間

施策を総合的かつ計画的に推進していくためには、ある程度中長期の計画とすることが効果的と考えられる一方で、その時々々の犯罪の態様や防犯技術の進歩等、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応するため、計画期間を平成19～21年度の3か年としました。

なお、計画期間の途中であっても、著しい社会状況の変化が生じた場合等においては、所要の見直しを行います。

2 推進計画の全体構成

第1 はじめに

- 1 地域安全まちづくりとは
- 2 地域安全まちづくり条例の制定
- 3 条例に基づく取組の推進

第2 推進計画の基本的事項

- 1 策定の趣旨
- 2 基本理念
「地域社会の力を基本とした安全・安心の兵庫の実現」
- 3 支援施策の基本的方向
 - (1) 支援施策の3本柱と7つの行動
 - ア 地域安全まちづくり活動の支援（条例第7条に対応）
 - 《行動1》 県民意識の高揚
 - 《行動2》 地域ぐるみの活動の促進
 - イ 子ども、高齢者等の安全確保の支援（条例第8条に対応）
 - 《行動3》 地域で取り組む見守り活動の推進
 - 《行動4》 安全に関する対応能力の向上
 - 《行動5》 豊かなこころの育成
 - ウ 防犯に配慮した施設の管理・整備の支援（条例第9～10条に対応）
 - 《行動6》 防犯に配慮した施設の管理等の取組
 - 《行動7》 防犯に配慮した基盤の整備
 - (2) 4つの留意点
 - ア 地域の総合力の向上
 - イ 人づくり
 - ウ ネットワークづくり
 - エ 活動環境の整備
- 4 目標設定
- 5 評価・検証
- 6 期間

第3 推進方策

（「支援施策の3本柱」と「7つの行動」ごとに具体施策を整理）

第4 推進体制

第5 参考資料

3 推進計画（全文）

別紙1のとおり

4 条例に基づく「指針」

条例では、「推進計画」の策定とともに、県民の皆さんが具体の地域安全まちづくり活動に取り組む際のガイドラインとなる「指針」を策定することが盛り込まれており、これらのあり方について、当審議会に諮問がなされました。

当審議会においては、県民の皆さんに実施可能な活動から始めていただくことが重要であるとの判断から「指針」についての議論を先行し、そのあり方について、平成19年1月に中間報告としてとりまとめたところ、県においては、以下の4つの「指針」を策定されています。

種 類	全文	対象者	説 明
子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針	別紙 2	保護者・地縁団体・学校、通学路の設置管理者	登下校時の見守り活動や関係機関への連絡など、学校、通学路等における活動や措置の内容を示し、もって子どもの安全確保を図る。
犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針	別紙 3	住宅・住宅地の整備者や所有・管理者	破壊困難な窓・扉の設置や死角となる障害物の除去などの配慮事項を示し、犯罪の起こりにくい住宅等の普及を図る。
犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針	別紙 4	深夜に物品販売等を営む者	レジの配置改善や防犯カメラの設置、現金管理などの配慮事項を示し、店舗及びその周辺の安全確保を図る。
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	別紙 5	道路・公園・駐車場等の設置・管理者	歩車道の分離や見通しの確保など、防犯への配慮事項を示し、犯罪の起こりにくい道路等の普及を図る。

おわりに

兵庫県では、平成16年度から警察、防犯協会等の関係機関との密接な連携の下、「地域ぐるみ安全対策事業」を推進してきました。

こうした取組により、県内全自治会の7割を超える地域において、自治会を中心とする「まちづくり防犯グループ」が結成され、多彩な活動が繰り広げられるようになったほか、様々な事業者や各種団体の皆さんによる地域社会の安全確保のための活動が展開されており、活動の裾野は着実に広がってきたと言えるでしょう。

しかしながら、このような活動は、一定期間続けてくると、活動の初期に見られたような熱気や使命感が失われ、マンネリ化に陥る危険性をはらんでいます。また、一定の成果が得られると、「もう止めてもいいのではないか」といった油断が生じやすくなり、犯罪を企てようとする者が息を吹き返し、関係者によるこれまでの取組が水泡に帰すおそれもあります。

今回、答申として提言した「推進計画」は、こうした課題を踏まえ、地域安全まちづくり活動を持続可能な取組として定着させることを目指して策定するものですが、盛り込まれた諸施策を効果的に実施するためには、県民一人ひとり、各種団体、事業者の皆さんの理解と協力が不可欠です。

この「推進計画」に命を吹き込み、「安全に安心して暮らすことができる兵庫」の実現のための原動力とするため、県におかれては、より多くの皆さんに「推進計画」を動かすプレーヤーとなっていていただき、あるいはサポーターとなって応援いただけるよう、地域安全まちづくり条例の理念を広く啓発されることを切に望むところです。